

## 〈資料編〉

### 資料2:「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」 に基づく、JMRA公的統計基盤整備委員会ガイドライン推進 小委員会作成チェックリストにおける検討案件の反映状況

- 2. 1 「平成 26 年工業統計調査」 基幹統計調査  
非公サ法案件・総合評価方式
- 2. 2 「平成 26 年度景気ウォッチャー調査」  
非公サ法案件・最低価格方式
- 2. 3 「生活衛生関係営業経営実態調査(厚生労働省)」  
非公サ法案件／最低価格方式
- 2. 4 「2015 年 6 月 11 月全国個人視聴率調査」  
指名競争入札方式



2. 1 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」<sup>1</sup>に基づくチェック結果  
 案件名:「平成 26 年工業統計調査」 基幹統計調査 非公サ法案件・総合評価方式

| チェック項目                                                                  | 遵守度 <sup>2</sup><br>○△× | 備考                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委託先の適切な選定                                                           |                         |                                                                                                                                                                                                        |
| ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認                                                | ○                       | 「役務の提供等」の A、又は B 等級(入札説明書)<br>「評価項目一覧」の「0.1 応札者の要件」                                                                                                                                                    |
| イ (保有が望ましい)資格・認証等                                                       | ○                       | 応札資料作成要領の提案書雛形に以下の事例がある。<br>「2.2 組織及び本業務十字予定者経験・能力」に「5000 対象程度<br>の統計データの処理実績」「ISO20252 の認証を受けている」<br>「経済統計を過去 5 年に 2 件以上」「2.5 セキュリティ対策」に「P<br>マークや ISMS の認証取得」の記載がある。なお、これらの認証<br>取得は総合評価の加点項目となっている。 |
| (確認事項として)①実施体制                                                          | ○                       | 応札資料作成要領の提案書雛形及び評価項目一覧                                                                                                                                                                                 |
| (確認事項として)②知識・経験・能力                                                      | ○                       | 同上                                                                                                                                                                                                     |
| (確認事項として)③セキュリティ対策                                                      | ○                       | 仕様書の「(9)セキュリティ対策」及び応札資料作成要領の「2.5<br>セキュリティ対策」                                                                                                                                                          |
| 過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい                                                  | ○                       | 総合評価である。                                                                                                                                                                                               |
| ウ「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)                                                   | ○                       | 同上                                                                                                                                                                                                     |
| (2) 確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)                                           |                         |                                                                                                                                                                                                        |
| ア 回収率                                                                   | ○                       | 仕様書「実施内容」「4.督促」に平成 27 年 3 月 20 日までの回収<br>率目標の記載あり。<br>本社一括調査対象:回収率 75%以上<br>国直送調査対象:回収率 70%以上<br>震災対応調査対象:回収率 65%以上                                                                                    |
| 記入率                                                                     | ×                       | 仕様書の「実施内容」「4.督促」に「記入率を高める督促の工夫<br>があれば提案」との記載あるのみ。                                                                                                                                                     |
| 非協力率(標本調査における非協力率(調査への非協力率を<br>理由とする代替件数の取集件数に対する割合)等)                  | ×                       | ガイドラインでいうところの“客観的かつ定量的な指標につい<br>ての目標設定”はない。                                                                                                                                                            |
| 内容・趣旨等の適切な説明                                                            | ○                       | HP 上に過去の結果と資料掲載「別添 3 督促要領」にも工業統計<br>調査概要についての説明がある。                                                                                                                                                    |
| イ (努力規定として)未達成の場合の措置                                                    | △                       | 仕様書「4.督促」に「著しく目標の回収率を下回る場合には督促<br>方法を改善求めることがある」とあるのみ。                                                                                                                                                 |
| (3) 適切な仕様書等の作成                                                          |                         |                                                                                                                                                                                                        |
| ア 共通事項                                                                  |                         |                                                                                                                                                                                                        |
| ① 調査依頼書等の作成方法                                                           | -                       | 作成は国のため非該当                                                                                                                                                                                             |
| ② 督促業務の実施方法                                                             | ○                       | 仕様書「実施内容」「4.督促」及び「督促要領」(別添 3)                                                                                                                                                                          |
| ③ 報告者からの照会や質問への対応方法                                                     | ○                       | 仕様書「実施内容」「2 問合せ・苦情対応」<br>「督促要領」(別添 3)に「応答要領例」がある。                                                                                                                                                      |
| ④ 審査・確認業務の実施方法                                                          | ○                       | 仕様書「実施内容」「2 問合せ・苦情対応」の「簡易審査」及び<br>「7.STATS による個票審査」「簡易審査要領」(別添 1)「照会要<br>領」(別添 2)                                                                                                                      |
| ⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質                                                 | ○                       | 仕様書における回収率(量的基準)及び STATS によるエラー修<br>正(質的基準)が記載されている                                                                                                                                                    |
| ⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法                                                   | ○                       | 仕様書「実施内容」「2 問合せ・苦情対応」に対応マニュアル貸与<br>及び過去の国・自治体へのエスカレーション実績件数の記載あり。                                                                                                                                      |
| ⑦ 秘密保持に関する取組方法                                                          | ○                       | 経済産業省役務請負契約心得 15 条(秘密の保持)<br>「評価項目一覧」の「0.1 応札者の要件」                                                                                                                                                     |
| ⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報<br>(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作<br>成及び提出方法 | ○                       | 仕様書「実施内容」「11.業務報告書の作成」                                                                                                                                                                                 |
| イ 調査員調査                                                                 |                         |                                                                                                                                                                                                        |
| ① 調査員数及び質の確保・管理方法                                                       | -                       |                                                                                                                                                                                                        |
| ② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法                                           | -                       |                                                                                                                                                                                                        |
| ③ 調査員の安全対策                                                              | -                       |                                                                                                                                                                                                        |
| (4) 前回実施状況の開示                                                           |                         |                                                                                                                                                                                                        |
| ア 実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設<br>備等実施状況に関する情報                        | △                       | 仕様書「実施内容」「2 問合せ・苦情対応」の前年のコールセンタ<br>ー入電件数はある。「Ⅹ業務量算定にあたっての基数」に問合<br>せ・苦情対応業務率(4%見込)の記載があるが実績はない。                                                                                                        |

<sup>1</sup> このガイドラインは「改正 平成 24 年 4 月 6 日」付けのものである。また、このチェックリストは JMRA「ガイドライン推進小委員会」により、ガイドラ  
インの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

<sup>2</sup> 「○、△、×」とコメントは JMRA「ガイドライン推進小委員会」調べ。

| チェック項目                                                                    | 遵守度 <sup>2</sup><br>○△× | 備考                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (5) 各府省の管理                                                                |                         |                                                                                                  |
| ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定                                                  |                         |                                                                                                  |
| ① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。 |                         |                                                                                                  |
| i) 調査票の誤送付等の状況                                                            | ○                       | 発送は国。委託先は再送業務のみ。但し、仕様書「実施内容」「2 問合せ・苦情対応」の「(3) 調査票の受付・整理」に対応例あり。                                  |
| ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況                                                      | ○                       | 仕様書「実施内容」「2 問合せ・苦情対応」の「(3) 調査票の受付・整理」及び「(4) 簡易審査」及び「7.STATS による個票審査」。                            |
| iii) 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況                                          | ○                       | 仕様書「実施内容」「4.督促」に平成 27 年 3 月 20 日までの回収率目標の記載あり。                                                   |
| iv) 照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)                                                  | ○                       | 「Ⅹ業務量算定にあたっての基数」に疑義紹介発生率(簡易審査:90%、STATSによる個票審査:55% いずれも見込み)の記載あり                                 |
| v) 督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)                                                   | ○                       | 「Ⅹ業務量算定にあたっての基数」に督促の業務率(電話:50%見込み、文書:30%見込み)の記載あり                                                |
| vi) 収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況                                     | ○                       | 仕様書「実施内容」「調査対象者名簿の整備」「8.調査票(紙・オンライン)等の TIF 化及びマッピング CSV 作成」「9.セキュリティ対策」経済産業省役務請負契約心得 17 条(資料の管理) |
| ② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する。                            |                         |                                                                                                  |
| i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制                                                   | -                       |                                                                                                  |
| ii) 調査員への指導状況                                                             | -                       |                                                                                                  |
| iii) 報告者への訪問状況                                                            | -                       |                                                                                                  |
| iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況                                                    | -                       |                                                                                                  |
| イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査                                   | ○                       | 仕様書「実施内容」「9.セキュリティ対策」及び「Ⅴ業務実施上の注意」(対象事業所への接触の際に他業務の同時実施の禁止)                                      |
| ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告                                                        | △                       | 経済産業省役務請負契約心得第 5 条(監督)<br>仕様書「4.督促」に「著しく目標の回収率を下回る場合には督促方法の改善求めることがある」とあるのみ。                     |

<sup>1</sup> このガイドラインは「改正 平成 24 年 4 月 6 日」付けのものである。また、このチェックリストは JMRA「ガイドライン推進小委員会」により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

<sup>2</sup> 「○、△、×」とコメントは JMRA「ガイドライン推進小委員会」調べ。

## 2. 2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」<sup>1</sup>に基づくチェック結果

案件名:「平成 26 年度景気ウォッチャー調査」 非公サ法案件・最低価格方式

| チェック項目                                                                    | 遵守度 <sup>2</sup><br>○△× | 備考                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委託先の適切な選定                                                             |                         |                                                                                                                                  |
| ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認                                                  | ○                       | 入札説明書 4.競争に参加する者に必要な資格に関する事項に記載                                                                                                  |
| イ (保有が望ましい)資格・認証等                                                         | ○                       | 同上                                                                                                                               |
| (確認事項として)①実施体制                                                            | ○                       | 実績等証明書に11の地域において研究員を最低1名配置し、全体取りまとめを担う研究員を1名以上配置すること。                                                                            |
| (確認事項として)②知識・経験・能力                                                        | ○                       | 同上。主任研究員、研究員の役割の記載あり                                                                                                             |
| (確認事項として)③セキュリティ対策                                                        | ○                       | 景気ウォッチャーの秘密に関する事項については「厳重に管理」することとある。                                                                                            |
| 過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい                                                    | ×                       | 過去5年間の実績として、類似の統計調査の受託実績を求めている。類似の統計調査とは、定期的に公表し、選択肢のみではなく自由回答を含んだ調査で、アンケート調査は含まないと記載。さらに、過去5年間の計量・統計分析ソフトを用いて行う調査分析の受託実績を求めている。 |
| ウ「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)                                                     | -                       | 最低価格落札方式                                                                                                                         |
| (2) 確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)                                             |                         |                                                                                                                                  |
| ア 回収率                                                                     | ○                       | 100%と記載                                                                                                                          |
| 記入率                                                                       | ○                       | 別添3.2.(1)及び別添4.②再調査にて対応                                                                                                          |
| 非協力率                                                                      | ○                       | 別添1 別添4.②に記載                                                                                                                     |
| 内容・趣旨等の適切な説明                                                              | ○                       | 別添3に記載                                                                                                                           |
| イ (努力規定として)未達成の場合の措置                                                      | ○                       | 回答率が低下しないよう景気ウォッチャーへの依頼文書送付の記載あり                                                                                                 |
| (3) 適切な仕様書等の作成                                                            |                         |                                                                                                                                  |
| ア 共通事項                                                                    |                         |                                                                                                                                  |
| ① 調査依頼書等の作成方法                                                             | ○                       | 別添4.②に記載                                                                                                                         |
| ② 督促業務の実施方法                                                               | ○                       | 別添3に記載                                                                                                                           |
| ③ 報告者からの照会や質問への対応方法                                                       | ○                       | 別添4.②の回答要領に記載                                                                                                                    |
| ④ 審査・確認業務の実施方法                                                            | ○                       | 別添3に記載                                                                                                                           |
| ⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質                                                   | ○                       | 仕様書Ⅱ(1)に記載                                                                                                                       |
| ⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法                                                     | ○                       | 仕様書8に記載                                                                                                                          |
| ⑦ 秘密保持に関する取組方法                                                            | ○                       | 別添5 個人情報取扱特記事項あり                                                                                                                 |
| ⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法           | ○                       | 定量的分析の進捗状況および定性的分析の結果を報告書として取りまとめるよう記載                                                                                           |
| イ 調査員調査                                                                   |                         |                                                                                                                                  |
| ① 調査員数及び質の確保・管理方法                                                         | -                       | 非該当                                                                                                                              |
| ② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法                                             | -                       | 同上                                                                                                                               |
| ③ 調査員の安全対策                                                                | -                       | 同上                                                                                                                               |
| (4) 前回実施状況の開示                                                             |                         |                                                                                                                                  |
| ア 実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実施状況に関する情報                              | △                       | 景気ウォッチャーのエリア別人数の記載あり                                                                                                             |
| (5) 各府省の管理                                                                |                         |                                                                                                                                  |
| ア 民間事業差への報告要求と監査、管理指標の設定                                                  |                         |                                                                                                                                  |
| ① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。 |                         |                                                                                                                                  |
| i) 調査票の誤送付等の状況                                                            | ○                       | 別添3 別紙4に正誤表あり                                                                                                                    |
| ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況                                                      | ○                       | 別添4.②回答の手引きに未記入、不備にならない手続きの記載あり                                                                                                  |
| iii) 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況                                          | ○                       | 仕様書及び別添3に記載                                                                                                                      |
| iv) 照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)                                                  | ○                       | 同上                                                                                                                               |
| v) 督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)                                                   | ○                       | 同上                                                                                                                               |
| vi) 収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況                                     | ○                       | 同上                                                                                                                               |
| ② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する。                            |                         |                                                                                                                                  |
| i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制                                                   | -                       | 非該当                                                                                                                              |
| ii) 調査員への指導状況                                                             | -                       | 同上                                                                                                                               |
| iii) 報告者への訪問状況                                                            | -                       | 同上                                                                                                                               |
| iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況                                                    | -                       | 同上                                                                                                                               |
| イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査                                   | △                       | 調査票情報等の管理は仕様書8(5)に記載あり。但し他の業務と同時実施の禁止の監査は記載なし                                                                                    |
| ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告                                                        | ○                       | 仕様書8(1)(2)に記載                                                                                                                    |

<sup>1</sup> このガイドラインは「改正 平成24年4月6日」付けのものである。また、このチェックリストはJMRA「ガイドライン推進小委員会」により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

<sup>2</sup> 「○、△、×」とコメントはJMRA「ガイドライン推進小委員会」調べ。

2. 3 統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン<sup>1)</sup>に基づくチェック結果  
 案件名:「生活衛生関係営業経営実態調査(厚生労働省)」非公サ法／最低価格方式

| チェック項目                                                                    | 遵守度 <sup>2)</sup> ○△× |             | 備考(平成 26 年度)                                         |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------|------------------------------------------------------|
|                                                                           | 平成<br>23 年度           | 平成<br>26 年度 |                                                      |
| (1) 委託先の適切な選定                                                             |                       |             |                                                      |
| ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認                                                  | ○                     | ○           |                                                      |
| イ (保有が望ましい)資格・認証等                                                         | ×(一)                  | △           | 平成 24 年のガイドライン改正で追加された項目<br>仕様書 3(3)オ「身分証にPマーク」と例示あり |
| (確認事項として)①実施体制                                                            | ×                     | ×           | 記載なし                                                 |
| (確認事項として)②知識・経験・能力                                                        | ×                     | ×           | 記載なし                                                 |
| (確認事項として)③セキュリティ対策                                                        | ×                     | ×           | 記載なし                                                 |
| 過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい                                                    | ○                     | ○           | 過去の実績を問わない                                           |
| ウ「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)                                                     | -                     | -           | 非該当                                                  |
| (2) 確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)                                             |                       |             |                                                      |
| ア 回収率                                                                     | ○                     | ○           | 仕様書 3(3)キに記載あり                                       |
| 記入率                                                                       | ×                     | ×           | 記載なし                                                 |
| 非協力率                                                                      | ×                     | ×           | 記載なし                                                 |
| 内容・趣旨等の適切な説明                                                              | ×(一)                  | ×           | 平成 24 年のガイドライン改正で追加された項目<br>記載なし                     |
| イ (努力規定として)未達成の場合の措置                                                      | ×                     | ×           | 記載なし                                                 |
| (3) 適切な仕様書等の作成                                                            |                       |             |                                                      |
| ア 共通事項                                                                    |                       |             |                                                      |
| ① 調査依頼書等の作成方法                                                             | △                     | ○           | 仕様書 3(2)イ①、3(3)イに記載あり                                |
| ② 督促業務の実施方法                                                               | ×                     | ○           | 仕様書 3(3)キに記載あり                                       |
| ③ 報告者からの照会や質問への対応方法                                                       | △                     | ○           | 仕様書 3(4)に記載あり                                        |
| ④ 審査・確認業務の実施方法                                                            | ×                     | ○           | 仕様書 3(5)に記載あり                                        |
| ⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質                                                   | △                     | ○           | 仕様書 3(3)キ、3(5)ウ等に記載あり                                |
| ⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法                                                     | ×                     | ○           | 仕様書 3(2)ウエ、3(3)オ、3(4)に記載あり                           |
| ⑦ 秘密保持に関する取組方法                                                            | △                     | △           | 仕様書 9(7)にあるが、具体性に欠ける                                 |
| ⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法           | △                     | ○           | 仕様書 3(4)エ、5 成果物、別紙 2 業務完了報告書様式あり                     |
| イ 調査員調査                                                                   |                       |             |                                                      |
| ① 調査員数及び質の確保・管理方法                                                         | ×                     | ○           | 仕様書 3(2)エに記載あり                                       |
| ② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法                                             | ×                     | ○           | 仕様書 3(2)エ、3(3)オに記載あり                                 |
| ③ 調査員の安全対策                                                                | ×                     | ×           | 記載なし                                                 |
| (4) 前回実施状況の開示                                                             |                       |             |                                                      |
| ア 実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実施状況に関する情報                              | ×(×)                  | ×           | 平成 24 年のガイドラインで改正された項目<br>記載なし                       |
| (5) 各府省の管理                                                                |                       |             |                                                      |
| ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定                                                  |                       |             |                                                      |
| ① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。 |                       |             |                                                      |
| i) 調査票の誤送付等の状況                                                            | ×                     | ×           | 記載なし                                                 |
| ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況                                                      | ×                     | ○           | 仕様書 3(5)ウオに記載あり                                      |
| iii) 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況                                          | ×                     | ○           | 仕様書 3(3)キに記載あり                                       |
| iv) 照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)                                                  | ×                     | △           | 仕様書 3(5)ウ、効果について記載なし                                 |
| v) 督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)                                                   | ×                     | ○           | 仕様書 3(3)キに記載あり                                       |
| vi) 収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況                                     | ×                     | △           | 仕様書 9(7)、具体性に欠ける                                     |
| ② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する。                            |                       |             |                                                      |
| i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制                                                   | ×                     | △           | 仕様書 3(2)エ、業務管理体制等記載不十分                               |
| ii) 調査員への指導状況                                                             | ×                     | △           | 仕様書 3(2)エ、管理及び指導状況は不十分                               |
| iii) 報告者への訪問状況                                                            | ×                     | ○           | 仕様書 3(3)キに記載あり                                       |
| iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況                                                    | ×                     | △           | 仕様書 3(3)キ、訪問状況の報告は不十分                                |
| イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査                                   | ×                     | ×           | 記載なし                                                 |
| ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告                                                        | ○                     | ○           | 仕様書 3(1)、9(2)(6)に記載あり                                |

<sup>1)</sup> このガイドラインは「改正 平成 24 年 4 月 6 日」付けのものである。また、このチェックリストは JMRA「ガイドライン推進小委員会」により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

<sup>2)</sup> 「○、△、×」とコメントは JMRA「ガイドライン推進小委員会」調べ。



## 2. 4 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」<sup>1</sup>に基づくチェック結果

案件名:「2015 年 6 月 11 月全国個人視聴率調査」 非公サ法案件・指名競争入札方式

| チェック項目                                                                    | 遵守度 <sup>2</sup><br>○△× | 備考                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委託先の適切な選定                                                             |                         |                                                                                               |
| ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認                                                  | ×                       | 記載なし                                                                                          |
| イ (保有が望ましい)資格・認証等                                                         | ×                       | 記載なし                                                                                          |
| (確認事項として)①実施体制                                                            | ○                       | 技術審査時の提出が必須になっている                                                                             |
| (確認事項として)②知識・経験・能力                                                        | ×                       | 記載なし                                                                                          |
| (確認事項として)③セキュリティ対策                                                        | ×                       | 記載なし                                                                                          |
| 過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい                                                    | ×                       | 記載なし                                                                                          |
| ウ「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)                                                     | △                       | 技術審査にて合否判定のみで価格のみ                                                                             |
| (2) 確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)                                             |                         |                                                                                               |
| ア 回収率                                                                     | ○                       | 期待有効率 70%の記載有                                                                                 |
| 記入率                                                                       | ×                       | 記載なし                                                                                          |
| 非協力率(標本調査における非協力率(調査への非協力率を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)等)                        | ×                       | 記載なし                                                                                          |
| 内容・趣旨等の適切な説明                                                              | ○                       | 仕様書に調査概要が記載されており、調査目的や法的根拠、調査結果の利用法などがわかる                                                     |
| イ(努力規定として)未達成の場合の措置                                                       | ×                       | 記載なし                                                                                          |
| (3) 適切な仕様書等の作成                                                            |                         |                                                                                               |
| ア 共通事項                                                                    |                         |                                                                                               |
| ① 調査依頼書等の作成方法                                                             | ○                       | 先方より原稿支給<br>詳細な印刷物、謝礼品についての記載有                                                                |
| ② 督促業務の実施方法                                                               | ○                       | 当日複数回訪問、面談不可の場合、配布時は留め置き、前半配収日は後半回収日にまとめの指示あり、指定日以外の回収は原則なし、との記載あり                            |
| ③ 報告者からの照会や質問への対応方法                                                       | ○                       | 点検業務マニュアルに問い合わせ方法について記載有り。                                                                    |
| ④ 審査・確認業務の実施方法                                                            | ○                       | 仕様書に記載あり、点検業務マニュアルとして詳細添付                                                                     |
| ⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質                                                   | ×                       | 記載なし(期待有効率 70%のみ)                                                                             |
| ⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法                                                     | ×                       | 記載なし                                                                                          |
| ⑦ 秘密保持に関する取組方法                                                            | △                       | 調査員説明において細心の注意をはらうような指示をすることのみ記載あり、受託者が負うべき取り組みの記載なし。                                         |
| ⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法           | △                       | 対象者名簿と同時に配布回収時の訪問時間をすべて記録するようになっており、対象者に会える可能性の高い時間のグラフとして次回以降の調査員マニュアルに記載している。業務完了報告書の納品はない。 |
| イ 調査員調査                                                                   |                         |                                                                                               |
| ① 調査員数及び質の確保・管理方法                                                         | ○                       | 技術審査で提出が必須<br>調査員人数や管理方法については提案書に記載がないと不合格となる。                                                |
| ② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法                                             | ○                       | 仕様書で開催日程、内容、調査員参加必須の指定有り<br>調査員マニュアルは支給される。                                                   |
| ③ 調査員の安全対策                                                                | ×                       | 記載なし                                                                                          |
| (4) 前回実施状況の開示                                                             |                         |                                                                                               |
| ア 実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実施状況に関する情報                              | △                       | 調査員の人数のみ指定あり、<br>民間委託は初めて質問で対応                                                                |
| (5) 各府省の管理                                                                |                         |                                                                                               |
| ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定                                                  |                         |                                                                                               |
| ① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。 |                         |                                                                                               |
| i) 調査票の誤送付等の状況                                                            | ○                       | 視聴率調査相手一覧表で不達の数、理由の記録、後日集計の記載あり、(集計仕様は別途協議)                                                   |
| ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況                                                      | ×                       | エスカレーション対応のみ記載、件数等についての報告については記載なし                                                            |
| iii) 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況                                          | ○                       | 各活動日翌日に報告の記載あり、管理指標としては期待有効率 70%の記載あり                                                         |
| iv) 照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)                                                  | ×                       | 照会対応状況の数値情報はない                                                                                |
| v) 督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)                                                   | —                       | 督促はなしなので対象外                                                                                   |
| vi) 収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況                                     | △                       | 個人情報に関する資料紛失の際の報告義務のみ記載                                                                       |

<sup>1</sup> このガイドラインは「改正 平成 24 年 4 月 6 日」付けのものである。また、このチェックリストは JMRA「ガイドライン推進小委員会」により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

<sup>2</sup> 「○、△、×」とコメントは JMRA「ガイドライン推進小委員会」調べ。

| チェック項目                                         | 遵守度 <sup>2</sup><br>○△× | 備考                                                                                        |
|------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する。 |                         |                                                                                           |
| i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制                        | ○                       | 調査員の確保、管理については技術審査項目での必須項目                                                                |
| ii) 調査員への指導状況                                  | △                       | 教育内容については技術審査で確認、説明会へは全員参加が必須とされているが、その報告管理については記載なし                                      |
| iii) 報告者への訪問状況                                 | ×                       | 対象者名簿と合わせて、訪問日時記録票があり、記載はあるが、調査員の報告のみ、インスペクションに関する記載はない。                                  |
| iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況                         | ○                       | 活動日内での複数回訪問可能なことが技術審査項目に含まれる対象者名簿と合わせて、訪問日時記録票があり、記載が必要。納品物でもある。未回収の場合の対応も調査員マニュアルに記載がある。 |
| イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査        | ×                       | 監査方法の記載なし                                                                                 |
| ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告                             | ×                       | 実施方法、改善勧告等の記載なし                                                                           |

<sup>1</sup> このガイドラインは「改正 平成24年4月6日」付けのものである。また、このチェックリストはJMRA「ガイドライン推進小委員会」により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

<sup>2</sup> 「○、△、×」とコメントはJMRA「ガイドライン推進小委員会」調べ。



## 〈資料編〉

資料3:「統計におけるオンライン調査システムの概要」

(総務省統計局)



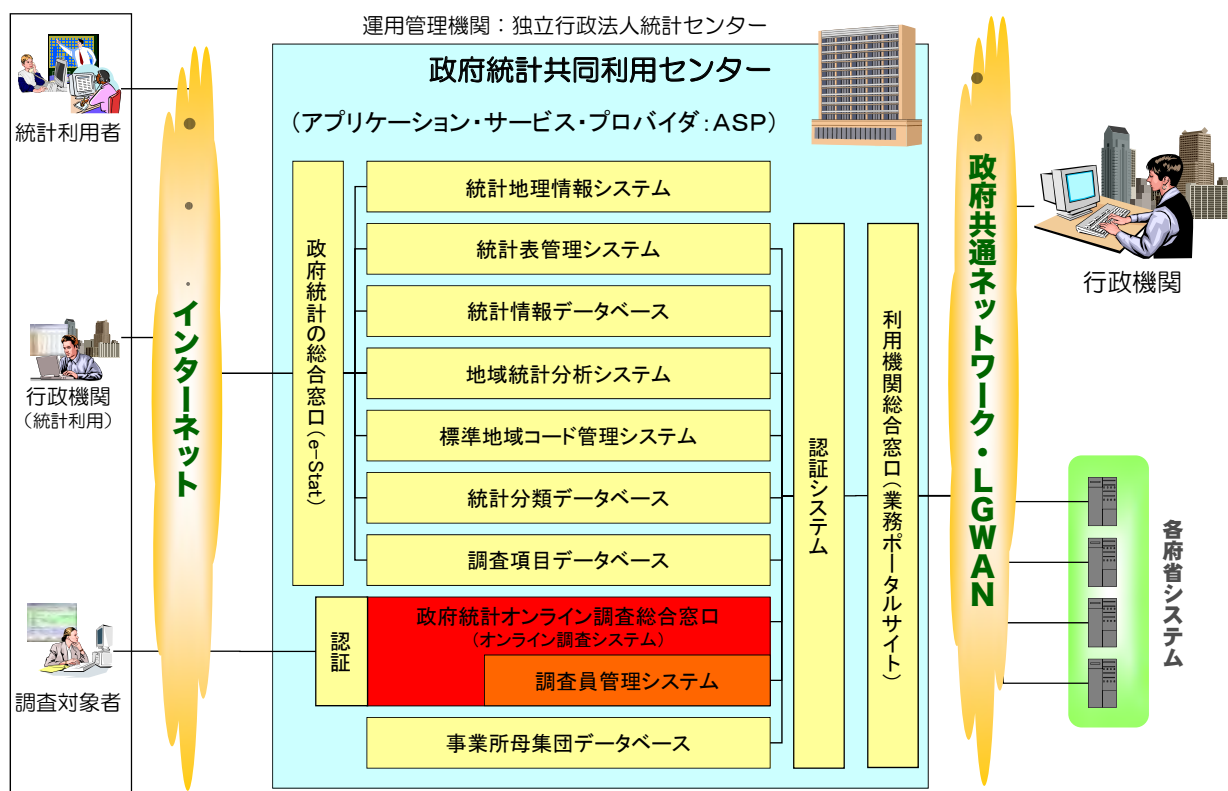
# 統計における オンライン調査システムの概要

平成27年2月

総務省 統計局 統計情報システム課  
課長補佐 中原和郎

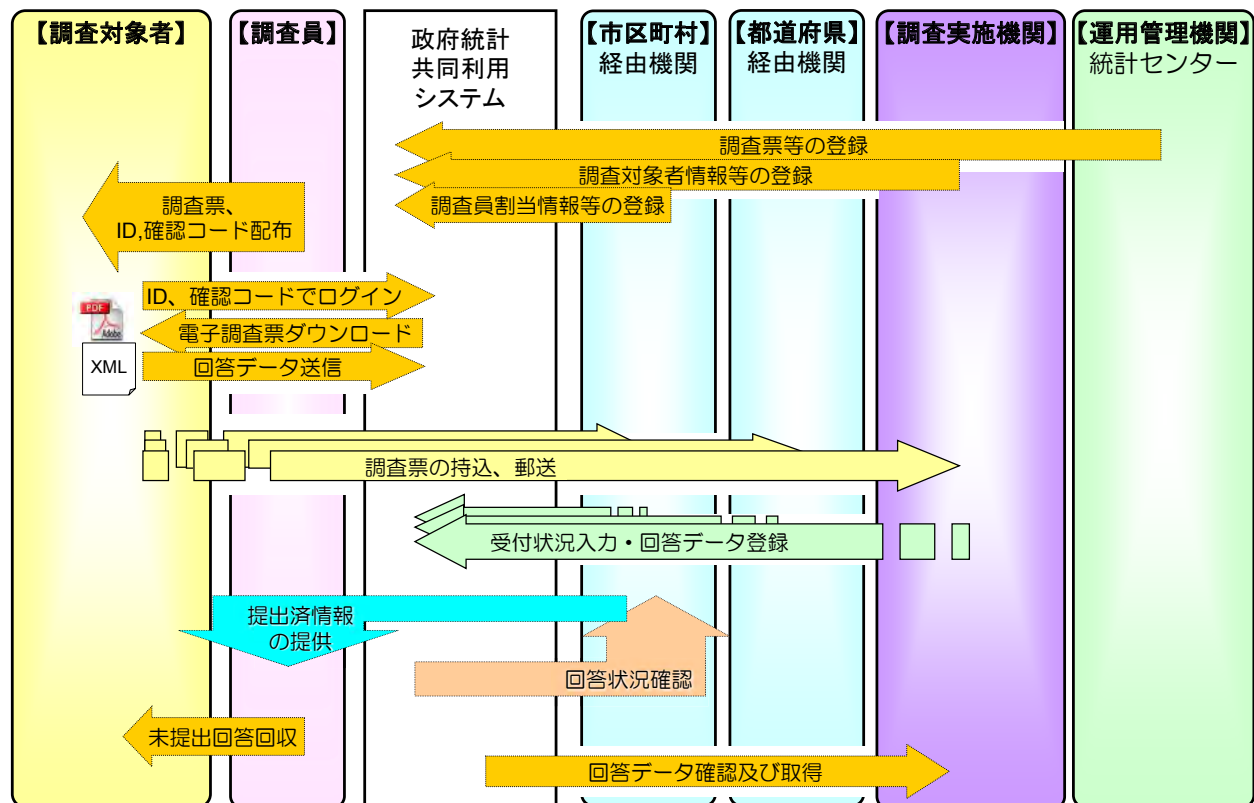
独立行政法人 統計センター 共同利用システム課

## オンライン調査システム



※ASP：ビジネス用の情報システムをネットワークを通じて利用機関に提供する事業主体

# オンライン調査システムを使用した調査の流れ



2

## 政府統計オンライン調査総合窓口の利用府省・調査

- 【内閣府】 企業行動に関するアンケート調査(1)
- 【総務省】 通信・放送産業動態調査 四半期、サービス産業動向調査 毎月、情報通信業基本調査、経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査、全国消費実態調査、全国単身世帯収支実態調査(6)
- 【財務省】 法人企業統計調査 年次、民間給与実態統計調査(2)
- 【文部科学省】 地方教育費調査(1)
- 【厚生労働省】 毎月勤労統計調査 毎月、病院報告 毎月、薬事工業生産動態統計調査 毎月、労働災害動向調査 半期、労働経済動向調査 四半期(5)
- 【農林水産省】 水産物流通調査(水産庁) 毎月、木材統計調査 毎月、木材流通統計調査 毎月、畜産物流通調査 毎月、農業物価統計調査 毎月、牛乳乳製品統計調査 毎月、生鮮野菜価格動向調査 四半期、6次産業化総合調査、食品流通段階別価格形成調査、農道整備状況調査、食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査(11)
- 【経済産業省】 特定サービス産業動態統計調査 毎月、生産動態統計調査 毎月、製造工業生産予測調査 毎月、商業動態統計調査 毎月、特定業種石油等消費統計 毎月、海外現地法人四半期調査 四半期、企業活動基本調査、情報通信業基本調査、専門量販店販売統計調査 毎月、経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査、海外事業活動基本調査、中小企業実態基本調査、特定サービス産業実態調査、工業統計調査(14)
- 【国土交通省】 建築物リフォーム・リニューアル調査 半期、法人土地・建物基本調査、土地動態調査、土地保有移動調査(4)

平成27年1月時点 計 44調査

3

## 電子調査票の特長 ①

### ○ 電子調査票の基本仕様(PDF調査票)

オンライン調査システムで用いる電子調査票は、調査実施機関がPDF (Portable Document Format)を用いて作成。

#### ア 電子調査票の作成及び印刷

現行の紙の調査票をスキャナ等で読み込み、それをテンプレートにして表示させながら、電子調査票を効率的に作成可能。また、紙の調査票と同じイメージで電子調査票の印刷出力が行え、紙の調査票との親和性が高い。

#### イ 電子調査票の表示

Adobe Systems社から無償で提供されているAdobe Readerを用いて表示及び印刷が可能。Webブラウザのプラグインとして、Webブラウザ上にAdobe Readerを表示できる。

#### ウ 電子調査票のセキュリティ

電子調査票を開くためのパスワードが設定でき、文書の機密性が保てる。

#### エ 回答データの作成

オンライン及びオフラインで回答データを作成でき、調査対象者の都合に合わせた入力が可能。また、調査対象者による前回の回答内容等を電子調査票上にプレ・プリントさせることができ、回答データの作成に当たって調査対象者の負担軽減が図られる。

#### オ 回答データのチェック

JAVAスクリプトを埋め込んだ各種チェックルール（必須入力の有無チェック、整合性チェックなど）に従い、電子調査票上で、入力された回答データのチェックが可能。

4

## 電子調査票の特長 ②

### ○ 電子調査票の基本仕様(HTML調査票)

オンライン調査システムで用いる電子調査票は、調査実施機関がHTML ( HyperText Markup Language )を用いて作成。

#### ア 電子調査票の作成

専用のソフトウェアをインストールすることなく、調査票の作成が可能。  
制限事項が少なく、コーディングが比較的容易に行える。

#### イ 電子調査票の表示

OS(オペレーティング・システム)に付属のWebブラウザで全ての機能を利用する事が可能。  
※専用のソフトウェアをインストールする必要がない。

#### ウ 電子調査票のセキュリティ

オンライン調査システム上で自動的に電子調査票ヘトークンの埋め込みを行い、回答受付時にトークンチェックを行うため、文書の機密性が保てる。

#### エ 回答データの作成

入力した情報をシステムへ一時的に保存する事ができ、時間のあるときに調査対象者の都合に合わせて少しずつ回答可能。また、保存したパソコン以外からも回答の入力を再開することができる。

#### オ 回答データのチェック

JAVAスクリプトを埋め込んだ各種チェックルール（必須入力の有無チェック、整合性チェックなど）に従い、電子調査票上で、入力された回答データのチェックが可能。

5

## 電子調査票の特長 ③

### ○ 電子調査票の基本仕様(Excel調査票)

オンライン調査システムで用いる電子調査票は、調査実施機関が作成する。

Excel形式(XLS形式)で作成した電子調査票の仕様は以下のとおり。

#### ア 電子調査票の作成

Excelの機能を利用して多様な調査票を作成可能。

#### イ 電子調査票の表示

表形式の調査票を見易く表示可能。

#### ウ 電子調査票のセキュリティ

Excelの機能を利用して、電子調査票を開くためのパスワードを設定でき、文書の機密性が保てる。

#### エ 回答データの作成

Excelの機能(セルのコピー等)を利用して回答を作成することができる。また、オフラインで回答作成を行うため、客体が自身の都合に合わせた入力が可能。

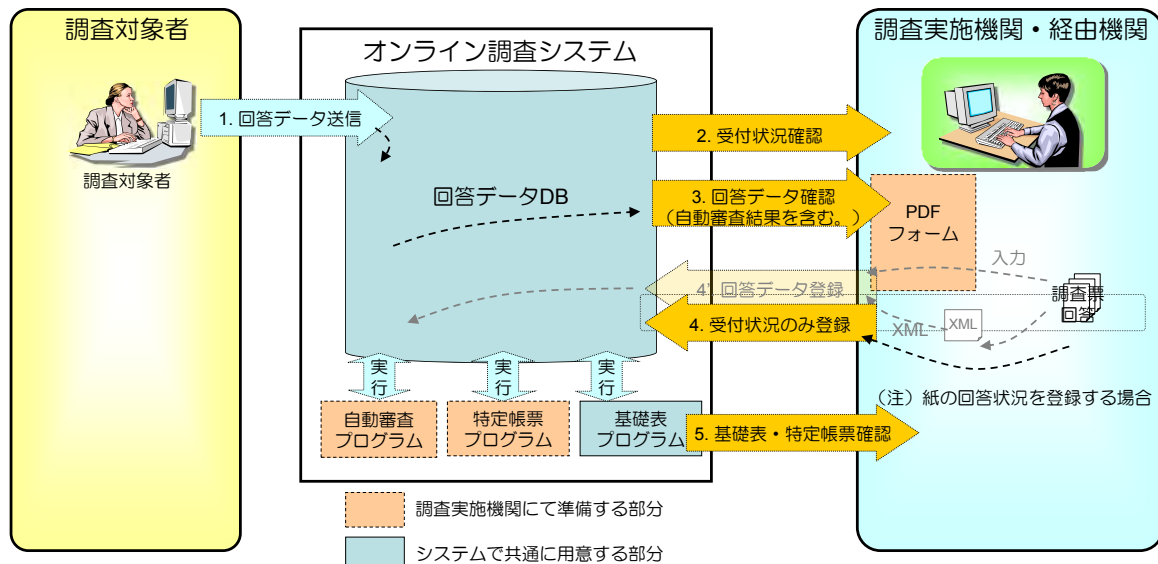
#### オ 回答データのチェック

ExcelVBA(マクロ)を埋め込んだ各種チェックルール(必須入力の有無チェック、整合性チェックなど)に従い、電子調査票上で、入力された回答データのチェックが可能。

6

## 回答データのフロー

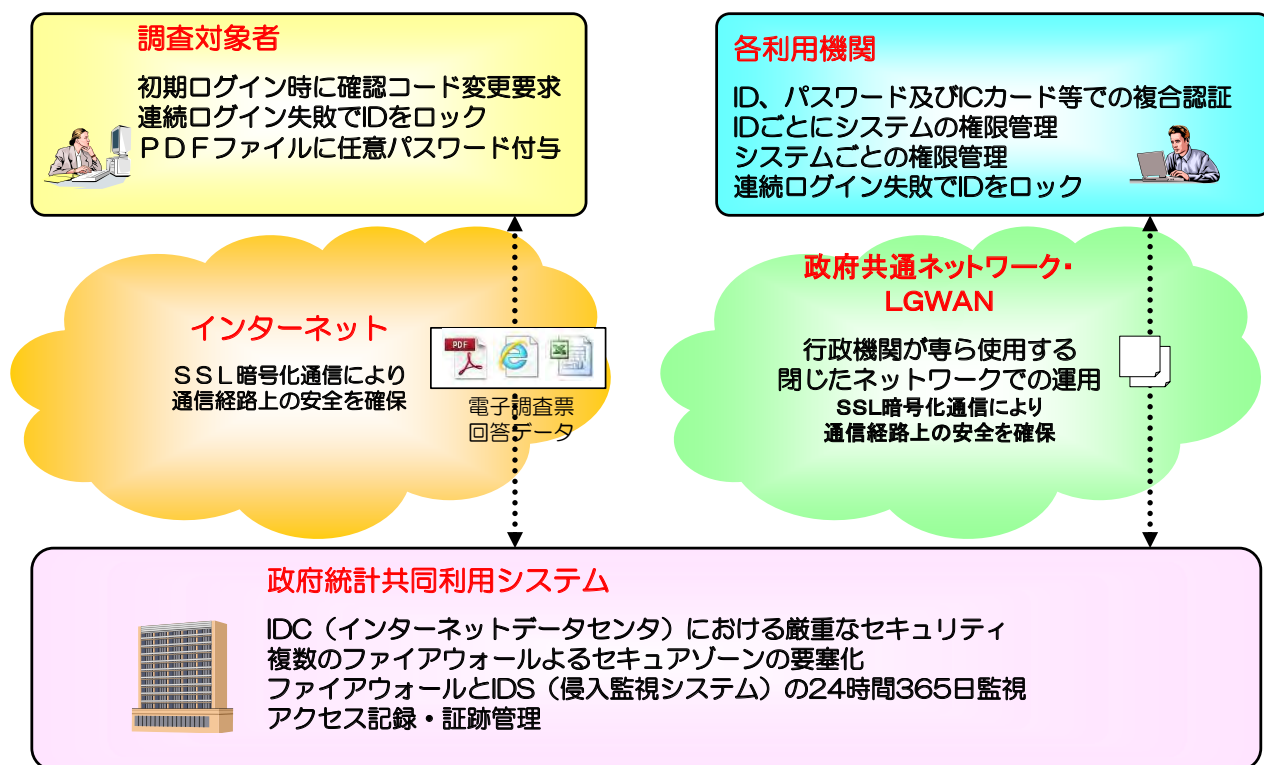
- 調査実施機関又は経由機関は、調査対象者からの回答データの受付状況及び内容を確認することができます。
- 紙の調査票を受付た場合は、受付状況のみを登録することができます。
- 紙の調査票の回答を入力する際は、PDFフォームを用いて入力する方法又は入力業者にXMLファイルを作成させて一括登録する方法によって登録することができます。なお、登録した回答データについては、自動的に受付状況が登録されます。
- あらかじめ自動審査プログラムが登録されている場合は、回答データの受け入れの際に実行された自動審査の結果を確認することができます。
- また、調査区別回答者数や回答データに基づく項目別回答者数を示す基礎表を作成することができます。あらかじめ特定帳票プログラムが登録されている場合は、該当調査専用の特定帳票を作成することができます。



7



# オンライン調査のセキュリティ(概要)



8

## 参考 | ファイル形式に関するメリット・デメリットの整理

### PDFの電子調査票に関するメリット、難点の整理

| メリット                                                                                              | 難点                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ア 電子調査票の作成</b><br>現行の紙調査票をスキャン、それをテンプレートに表示しながら電子調査票の作成が可能。<br>電子調査票の紙印刷が簡単に実施できる。             | <b>ア 調査票の作成に関わる制約</b><br>ページレイアウトを決めてから、電子化作業に入る。このため、特に自由回答等では、事前にどの程度書かせるか等について設計し尽くされていない。                        |
| <b>イ 電子調査票の表示</b><br>無償のAdobe Readerを用いて表示、印刷が可能。                                                 | <b>イ 表示に関わる制約</b><br>Adobe Readerでなければ、電子調査票の機能（回答送信等）が正常に動作しない。<br>Adobeのバージョンアップ頻度、旧バージョンのサポート期間の短さに対応し続けなければならない。 |
| <b>ウ 電子調査票のセキュリティ</b><br>電子調査票を開くためのパスワード設定が出来、機密性を保てる。                                           | <b>ウ Adobeに関わるセキュリティの制約</b><br>昨今、Adobe Readerにおける脆弱性対策は頻繁に打たれているが、逆に言えば、それだけ脆弱性があり、修正プログラムの適用等、客体の負荷を高める可能性がある。     |
| <b>エ 回答データの作成</b><br>オンライン、オフラインでの回答が可能で、客体が自身の都合に合わせて作成できる。<br>前回内容をプレ・プリントさせることができ、客体の負荷を下げられる。 | <b>エ 回答に関わる制約</b><br>エクセルを元データに数値を打ち込む必要がある調査等においては、全ての数値を打ち込むため、客体の負荷を高める可能性がある。                                    |
| <b>オ 回答データのチェック</b><br>Javaスクリプトで埋め込んだ各種チェックルールに従い、入力された内容の確認が可能。                                 |                                                                                                                      |

## 参考 | ファイル形式に関するメリット・デメリットの整理

### htmlの電子調査票に関するメリット、難点の整理

| メリット                                                                                                                              | 難点                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ア 電子調査票の作成</b><br>特定のソフトウェアでなくとも調査票を作成することができる。                                                                                | <b>ア 調査票の作成に関わる制約</b><br>複数のブラウザに対応する場合、各ブラウザの動作確認が必要。ページレイアウトを決めてから、電子化作業に入っていくため、特に自由回答等では、事前にどの程度書かせるか等の設計がし尽くされていなければならない。                          |
| <b>イ 電子調査票の表示</b><br>ブラウザ上に表示するため、政府統計オンライン調査総合窓口から電子調査票の入力ヘスミーズに移行できる。                                                           | <b>イ 表示に関わる制約</b><br>紙の調査票のように印刷するのは困難。<br>バージョンアップの頻度が高い場合、開発時点と実査時点でバージョンが異なり、表示が違う場合がある。<br>HTML,スタイルシートの解釈はブラウザに依存するため、同じ調査票でも使用するブラウザで表示が異なる場合がある。 |
| <b>ウ 電子調査票のセキュリティ</b><br>回答データをオンラインでのみ扱うため、PCに保存することによるリスクを避けることができる。                                                            | <b>ウ ブラウザに関わるセキュリティの制約</b><br>ブラウザに脆弱性が発見された場合、設定変更や修正プログラムの適用等、客体に負荷を求める可能性がある。                                                                        |
| <b>エ 回答データの作成</b><br>複数のブラウザから使用するブラウザを選択できるので、途中まで回答を作成して一時保存することにより、別のPCでも回答作成を再開することができる。<br>前回内容をプレ・プリントさせることが出来、客体の負荷を下げられる。 | <b>エ 回答に関わる制約</b><br>政府統計オンライン調査総合窓口の停止等の場合は回答を作成・送信することができない。<br>オフライン環境に回答を保存することができない。                                                               |
| <b>オ 回答データのチェック</b><br>Javaスクリプトで埋め込んだ各種チェックルールに従い、入力された内容の確認が可能。                                                                 |                                                                                                                                                         |

## 参考 | ファイル形式に関するメリット・デメリットの整理

### Excelの電子調査票に関するメリット、難点の整理

| メリット                                                                                                                                                                                  | 難点                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ア 電子調査票の作成</b><br>Excelの機能を利用して多様な調査票を作成できる                                                                                                                                        | <b>ア 調査票の作成に関わる制約</b><br>Excel以外の表計算ソフトは利用できない。<br>ページレイアウト後に電子化作業に入るため、自由回答等でどの程度書かせるか等の事前設計がし尽くされていなければならない。                                                                                                 |
| <b>イ 電子調査票の表示</b><br>表形式の調査票を見易く表示できる                                                                                                                                                 | <b>イ 表示に関わる制約</b><br>ブラウザベースでの表示はできない。                                                                                                                                                                         |
| <b>ウ 電子調査票のセキュリティ</b><br>Excelの機能を利用して、電子調査票を開くためのパスワードを設定することができる                                                                                                                    | <b>ウ Excelに関わるセキュリティの制約</b><br>Excelのセキュリティ設定が高い場合、調査票が正常に動作しないことがある(マクロ等の動作許可が必要)。<br>脆弱性が発見された場合、修正プログラムの適用等の負荷を客体に求める可能性がある。                                                                                |
| <b>エ 回答データの作成</b><br>MicrosoftOfficeExcel(マクロが利用できるものに限る)を用いて回答作成が可能。<br>オフラインで回答作成が可能のため、客体が自身の都合に合わせて作成できる。<br>Excelの機能(セルのコピー等)を利用して回答を作成できる。<br>前回内容をプレ・プリントさせることができ、客体の負荷を下げられる。 | <b>エ 回答に関わる制約</b><br>Excel以外の表計算ソフトは利用できない。<br>マクロを有効にできないExcelは利用できない。<br>対応バージョン以外のExcelは利用できない場合がある。<br>有料のソフトウェアなので、購入・アップグレードに費用がかかる。<br>オンライン環境での回答作成ができない。<br>Excelからの回答送信時、客体側のネットワーク環境等でブロックされることがある。 |
| <b>オ 回答データのチェック</b><br>ExcelVBA(マクロ)で埋め込んだ各種チェックルールに従い、入力された内容の確認が可能。                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                |

## 〈資料編〉

資料4:「平成 27 年国勢調査の概要

ー5つのポイントと12の新たな取り組みー」

(総務省統計局)



# 平成27年国勢調査の概要

## －5つのポイントと12の新たな取り組み－

平成26年12月12日

総務省統計局統計調査部国勢統計課  
課長補佐 保高 博之



## はじめに

### ●国勢調査とは、

- ⇒ 国の最も基本的で重要な統計調査として、我が国に居住する全ての人を対象として実施
- ⇒ 調査結果は、国や地方公共団体の少子高齢化対策、社会福祉対策、雇用対策、防災対策等の各種の行政施策の基礎資料となるほか、企業、団体その他各方面の利用に供されている。
- ⇒ 5年ごとに実施しており、平成27年調査は第20回目（大正9年（1920年）に第1回調査）

# はじめに

## 統計法（抄）

（国勢統計）

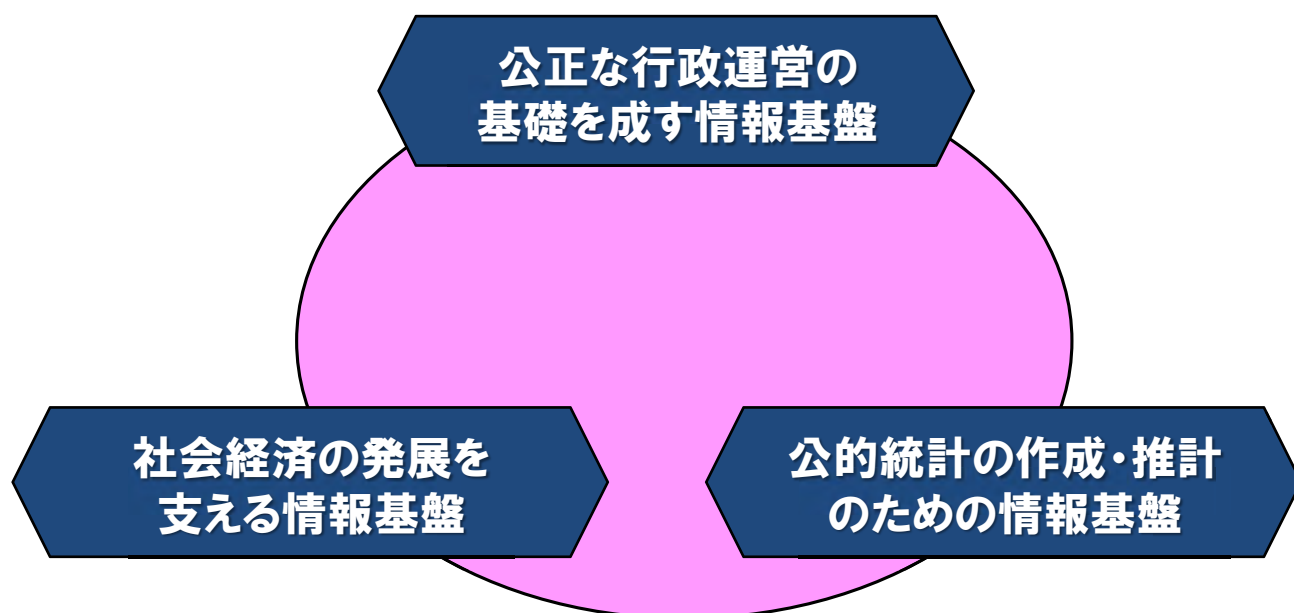
第5条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 略

2

## ●国勢調査の基本的な役割



3

## ●国勢調査の基本的な役割

### 公正な行政運営の基礎を成す情報基盤

- 衆議院議員の選挙区の画定
- 地方交付税の交付金額の算定基準
- 国や地方公共団体における各種行政施策の  
策定・推進・評価

4

## ●国勢調査の基本的な役割

### 社会経済の発展を支える情報基盤

- 民間企業の需要予測や店舗等の立地計画などの  
経営管理
- 大学等の学術・研究機関における人口学・地  
理学・経済学・社会学など社会経済の実態や  
動向に関する実証的な研究

5



## ●国勢調査の基本的な役割

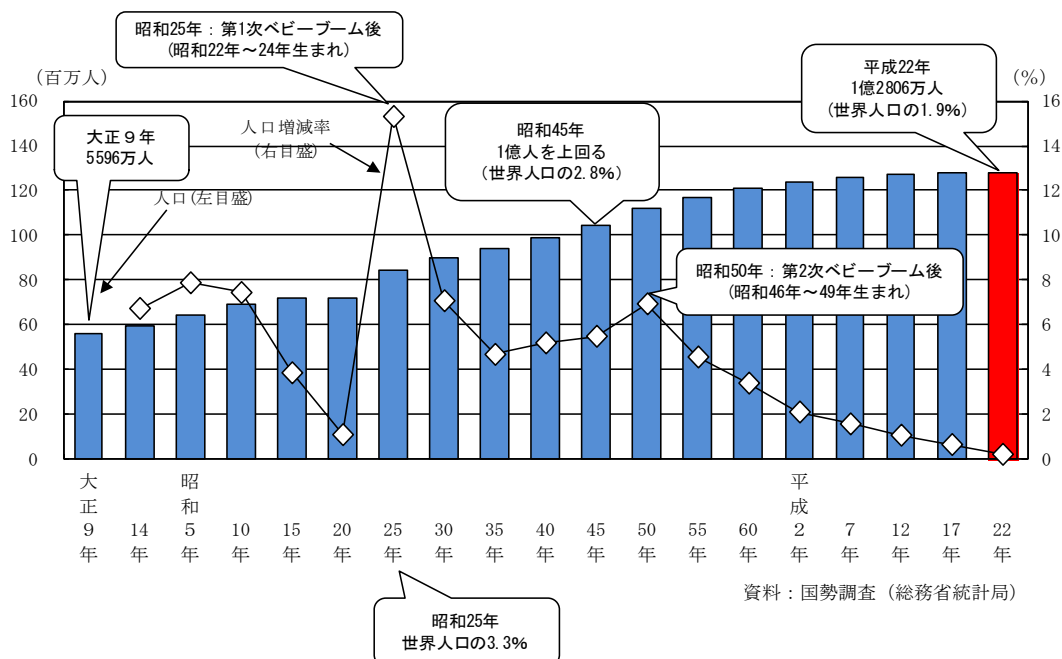
### 公的統計の作成・推計のための情報基盤

- 毎月の最新の人口や将来人口を推計するための基礎データ
- 国民経済計算などの加工統計における推計の基準人口として利用
- 労働力調査、国民生活基礎調査などの人・世帯を対象とする標本調査の設計に利用

6

## ●調査結果の紹介

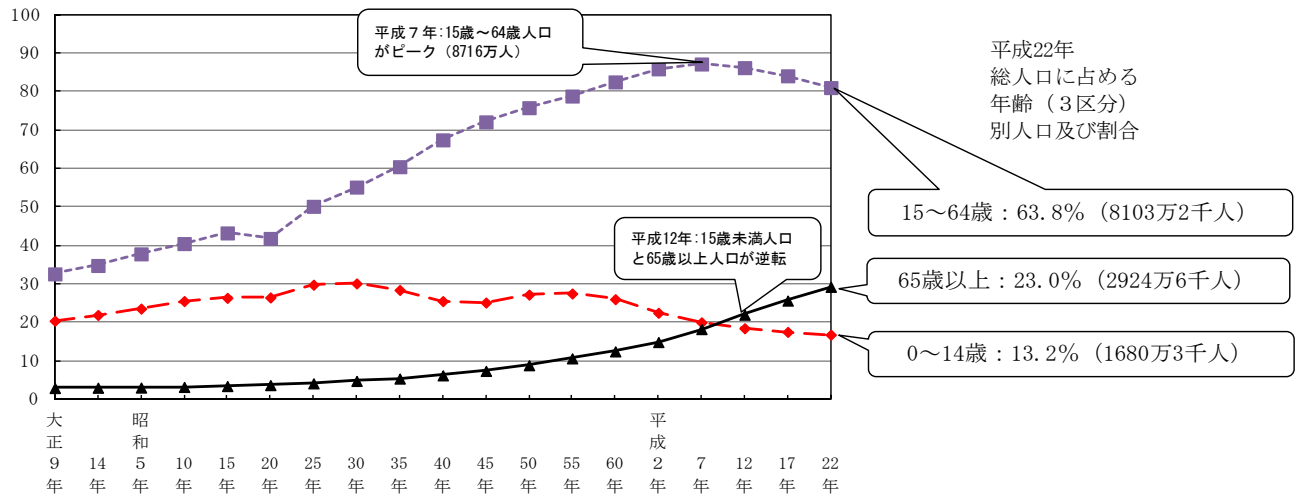
### ◆人口の推移－全国（大正9年～平成22年）



7

## ●調査結果の紹介

### ◆年齢（3区分）別人口の推移ー全国（大正9年～平成22年）

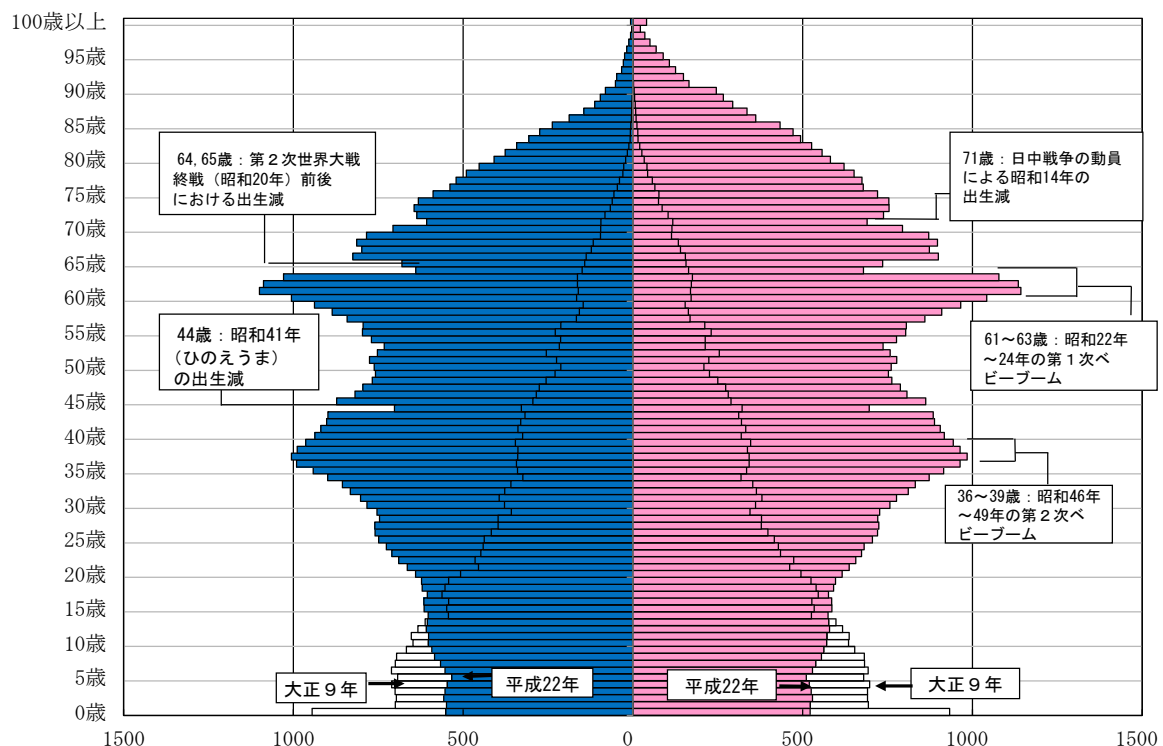


資料：国勢調査（総務省統計局）

8

## ●調査結果の紹介

### ◆人口ピラミッド（大正9年、平成22年）

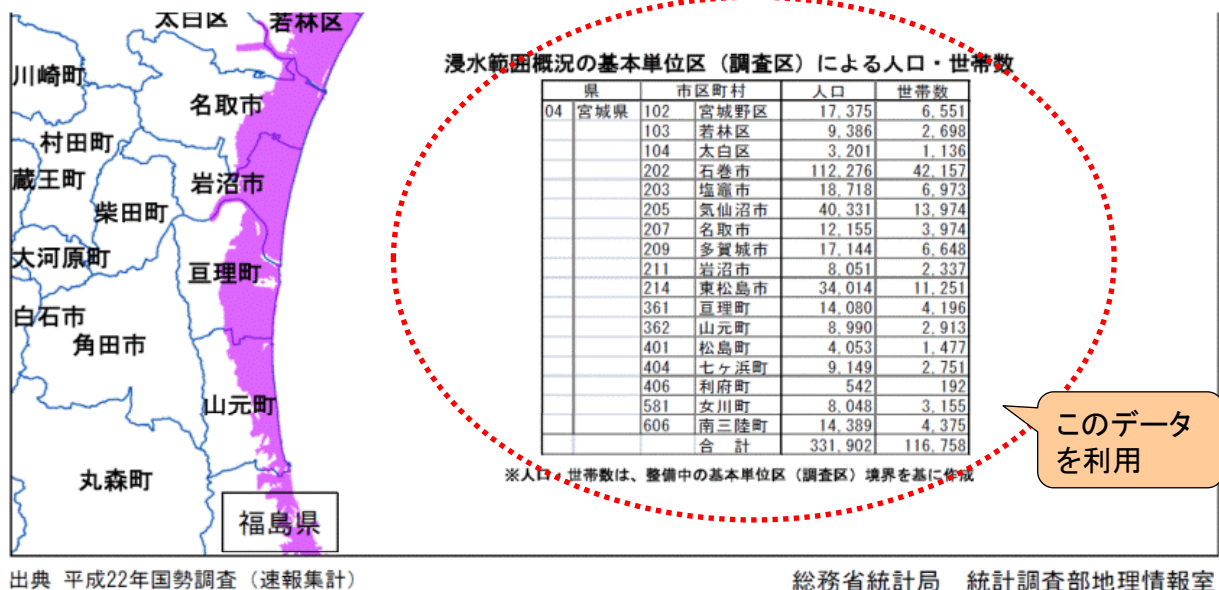


(79)

9

## ● 調査結果の紹介

### ◆ 小地域統計の活用事例（宮城県の浸水範囲概況）



10

## 【平成27年国勢調査の5つのポイントと12の新たな取り組み】

### 1 オンライン調査の推進

- ① オンライン調査の全国展開 / ② オンライン調査先行方式 /
- ③ スマートフォンにも対応したシステム

### 2 調査票の提出方法の改善

- ④ 任意封入提出方式 / ⑤ 郵送回収の市区町村毎の選択制

### 3 円滑な事務処理のための民間事業者の活用

- ⑥ 郵送提出封筒の受付事務の民間委託 /
- ⑦ コールセンターの充実・強化 / ⑧ 調査員業務の民間委託

### 4 地方自治体の事務処理を支援するシステムの導入

- ⑨ 国勢調査業務ポータルサイト / ⑩ 提出状況管理システム

### 5 調査事項の変更と集計結果の早期提供

- ⑪ 調査事項の変更 / ⑫ 集計結果の早期公表

11

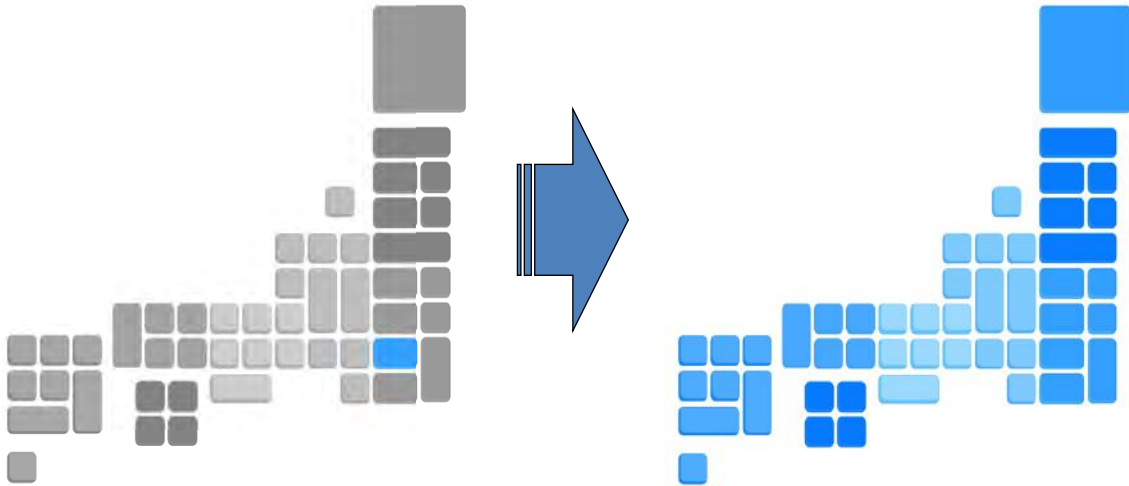
# 1 オンライン調査

## ① オンライン調査の全国展開

平成22年調査において東京都限定で試行的に実施したオンライン調査については、平成27年調査において全国で実施する。

平成22年：東京都限定

平成27年：全国で実施

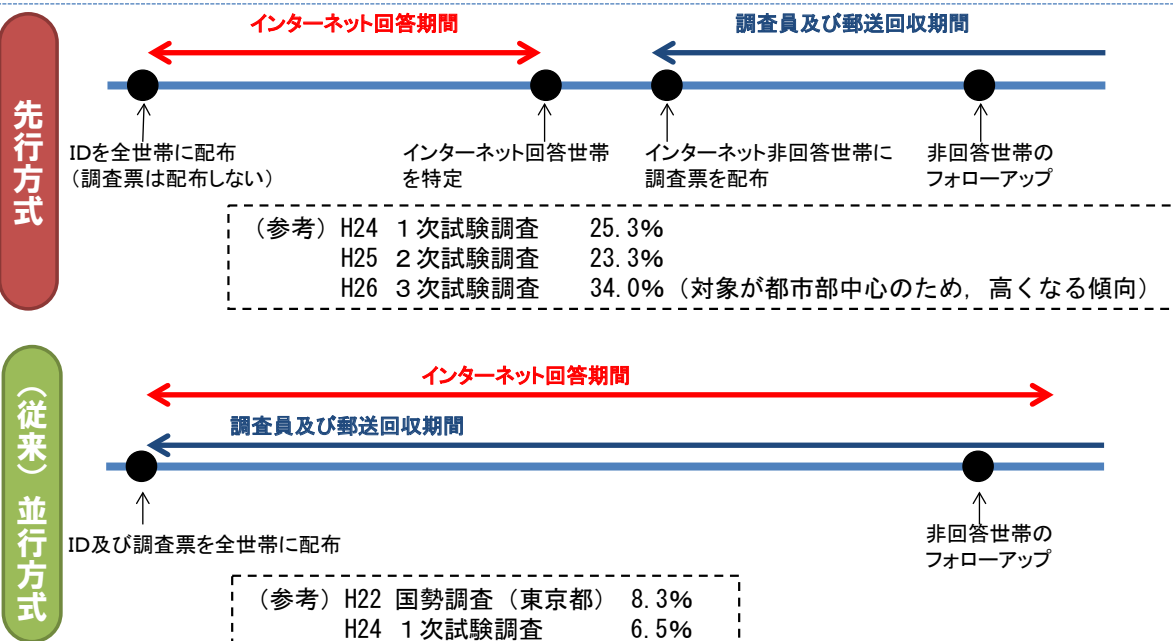


12

# 1 オンライン調査

## ② オンライン調査先行方式による調査の実施

オンライン回答の利用を促進するため、調査票の配布・回収に先行してオンライン回答を受け付ける。



13

## 平成27年国勢調査オンライン PC版電子調査票画面

ログイン画面  
(調査対象者ID・パスワードの入力)

調査対象者ID12桁に市区町村コード、調査区番号、世帯番号を暗号化して埋込んでいます。

平成27年 国勢調査 オンライン 第3次試験調査

文字サイズ: 大 中 小

お問い合わせ ? ヘルプ × 終了

総務省統計局・都道府県・市区町村

ステップ1 利用者情報を入力してください

調査対象者ID(必須入力)

パスワード(必須入力)

ログイン

「インターネット 回答の利用案内封筒」に入っている「インターネット 回答の利用者情報」に記載されている「調査対象者ID」及び「初期パスワード」を入力してください。

操作手順

初めて「利用者情報の入力」を行う場合

1. 「調査対象者ID」を入力してください。
2. 「初期パスワード」を入力してください。
3. 【ログイン】ボタンをクリックしてください。

≪以前ログインされ、回答を送信した場合≫

1. 「調査対象者ID」を入力してください。
2. 以前に設定した「パスワード」を入力してください。
3. 【ログイン】ボタンをクリックしてください。

14

回答入力画面  
(氏名及び男女の別)

調査項目のほか、住所入力欄を設置しています。  
また、入力内容漏れや整合性などのチェックを行います。

平成27年 国勢調査 オンライン 第3次試験調査

文字サイズ: 大 中 小

お問い合わせ ? ヘルプ × 中止する

総務省統計局・都道府県・市区町村

ここまでの入力内容を一覧表示する

世帯員について

2 氏名及び男女の別

世帯員にふだんお住まいの方すべてについて、氏名を入力し、男女の別を選択してください。(世帯員の方は、どのような順序で入力しても構いません。)

| 世帯員  | 氏名   | 男                                | 女                                |
|------|------|----------------------------------|----------------------------------|
| 世帯員1 | 統計秋代 | <input type="radio"/>            | <input checked="" type="radio"/> |
| 世帯員2 | 統計太郎 | <input checked="" type="radio"/> | <input type="radio"/>            |
| 世帯員3 | 統計花子 | <input type="radio"/>            | <input checked="" type="radio"/> |
| 世帯員4 | 統計大介 | <input checked="" type="radio"/> | <input type="radio"/>            |

前に戻る 次へ進む

2項目め(全14項目)

世帯員 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 住居 1 2

15

# 1 オンライン調査

## ③ スマートフォンにも対応したシステムの構築

近年のスマートフォンの急速な普及を踏まえ、世帯の利便性を向上させるため、スマートフォンでも回答できるシステムを構築する。



平成27年国勢調査オンライン スマートフォン版電子調査票画面

16

# 1 オンライン調査

## オンライン調査の主なメリット

### ◎ オンライン調査の回答は直接国に送信

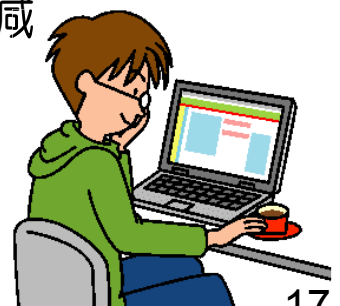
- オンライン回答が増えれば増えるほど自治体事務、調査員業務が大きく軽減

### ◎ オンライン回答は記入漏れがない

- 自治体の審査・訂正業務が大きく軽減  
集計結果の不詳の減少にも寄与

### ◎ オンライン回答は便利で簡単

- 回答時間が短縮され、提出も容易



17



## 2 調査票の提出方法

### ④ 任意封入提出方式の導入

調査員による記入の支援や確認などを円滑に実施するため、調査票の調査員への提出は、**任意封入方式**とする。

【高齢者世帯の増加など】



オンライン調査を推進する一方で、高齢者世帯の増加などについては、調査員調査による記入支援等に対応

【記入の支援や確認などを必要とする世帯への対応】



円滑な調査の実施

【任意封入方式の導入＝**お声がけしやすい環境の整備**】



結果精度の向上

【記入漏れや誤記入などの**記入不備の改善**にも効果】

18

## 2 調査票の提出方法

### ⑤ 郵送回収の市区町村毎の選択制

調査票の**郵送回収**については、**市区町村の実情に応じ、導入の可否を選択**できることとする。

郵送回収



単身世帯や共働き世帯などの面接困難世帯の増加などに伴う円滑な調査の実施のためには、調査票の郵送回収を必要とする市区町村が多い。



一方、記入不備に伴う審査事務の負担増などから、郵送回収の見直しを求める市区町村もある。

市区町村の実情に応じ、導入の可否を選択

19

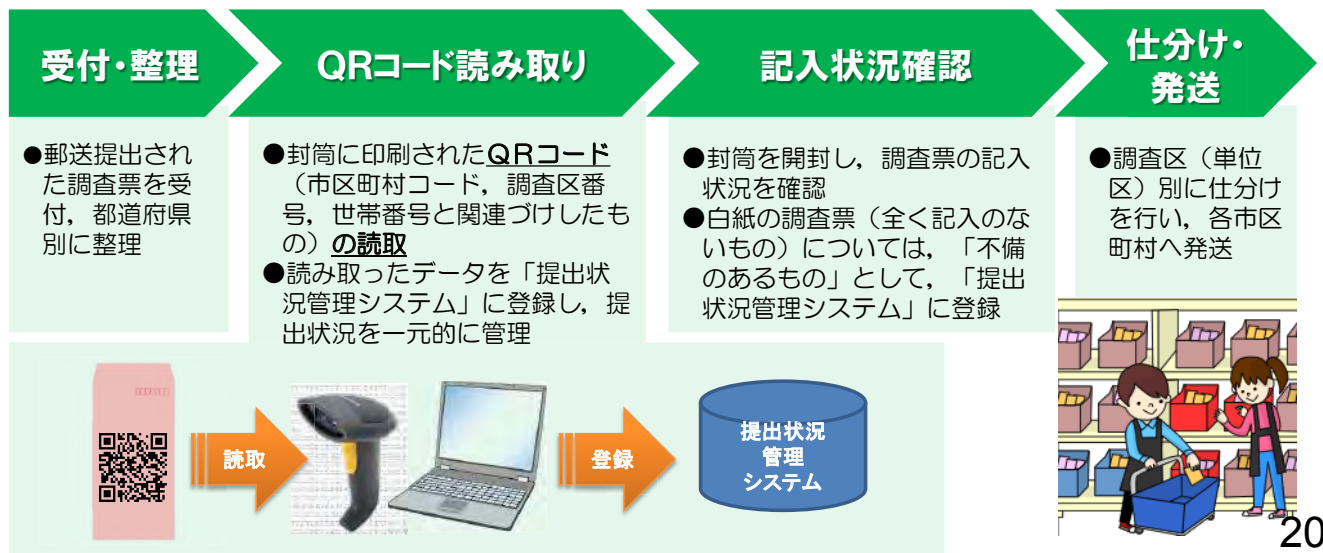


### 3 円滑な事務処理のための民間事業者の活用

#### ⑥ 郵送提出用封筒の受付事務の民間委託

市区町村における郵送提出された調査票の受付・整理事務を軽減するとともに、調査票の提出状況をオンライン調査と併せて一元的に管理するため、郵送提出用封筒の受付・整理・仕分けに係る事務を国が契約する民間事業者において実施する。

民間サポート業務フローイメージ（郵送提出用封筒受付事務）

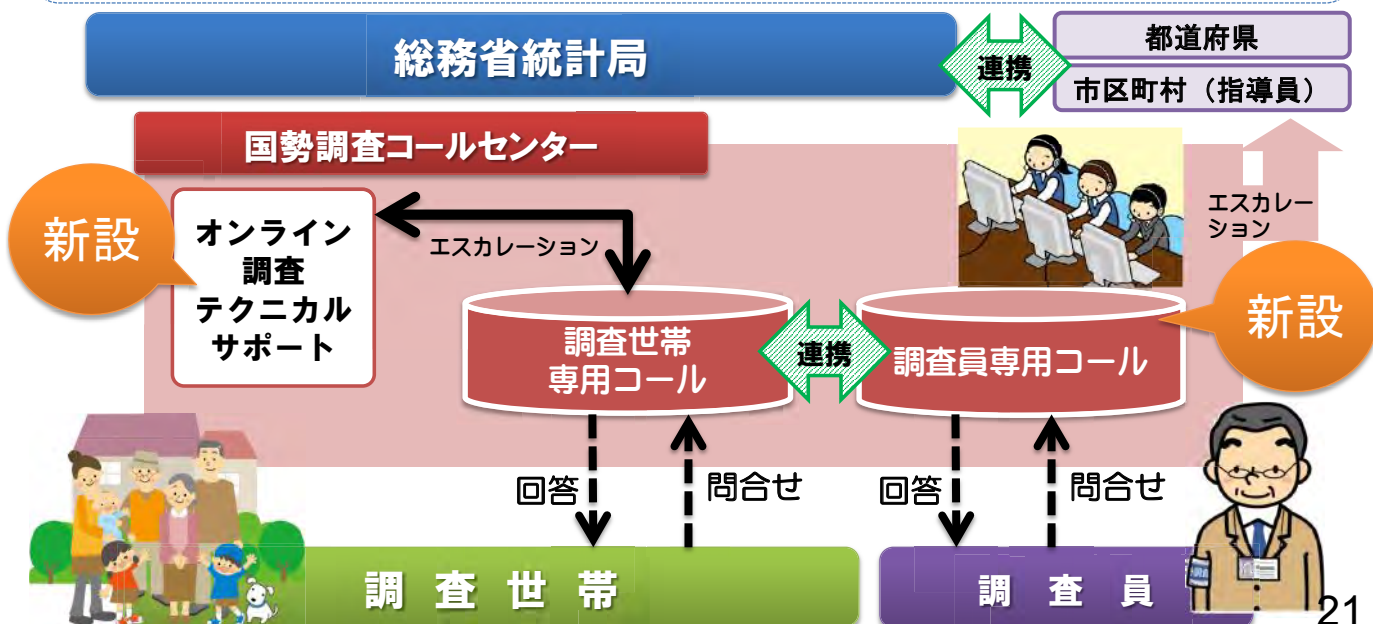


20

### 3 円滑な事務処理のための民間事業者の活用

#### ⑦ コールセンターの充実・強化

これまでの世帯からの照会への対応に加え、新たに調査員からの照会にも対応するとともに、オンライン調査に係る技術的な照会に対応するため、オンライン調査テクニカルサポートを設置するなど、コールセンターの充実・強化を図る。



21

### 3 円滑な事務処理のための民間事業者の活用

#### ⑧ 調査員業務の民間委託

集合住宅や社会福祉施設等における調査員事務の管理会社・運営法人への委託を可能とする仕組みによって調査の実施を円滑化。

大規模な集合住宅や社会福祉施設等



管理会社・運営法人の  
従業員を調査員に任命

⇒調査が円滑に実施できる場合が多い



一方で

- 従業員が所属する会社・法人の業務の一環として調査員を引き受けることに了解しても、報酬は会社・法人等に支払ってほしいとするケースが多い

これまでは、制度上実施できない

- 集合住宅や社会福祉法人等への業務委託に係る規定を整備
- これまで通り、調査員任命を基本とするが、必要に応じて、管理会社や運営法人等への業務委託を可能とする仕組みを導入

22

### 4 地方自治体の事務処理を支援するシステムの導入

#### ⑨ 国勢調査業務ポータルサイトの整備による情報共有の強化

地方公共団体における国勢調査に係る事務処理をできるだけ分かりやすいものとし、事務の誤りを防止するため、国勢調査の関係職員が参照できる「国勢調査ポータルサイト」を整備。

《 特長 》

国及び地方公共団体が利用するシステムへの入口

⇒ 提出状況管理システム、審査システム等の入口を  
一本化

調査事務の進捗管理機能を実装

⇒ 各事務の着手・完了の入力・表示により、調査実施事務の進捗を管理

掲示板機能による情報共有を強化

⇒ 掲示板機能により、統計局からのお知らせを確認

過去の事務関係資料の保管

⇒ 実査に係る発出文書や調査関係資料を閲覧・印刷可能

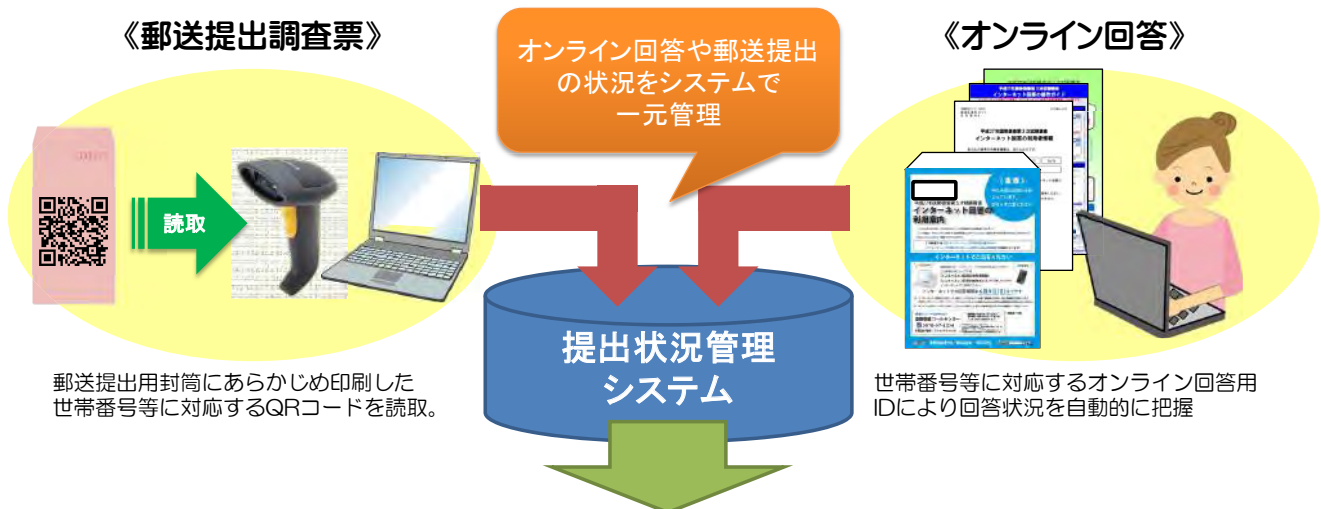


23

## 4 地方自治体の事務処理を支援するシステムの導入

### ⑩ 提出状況管理システムによる進捗状況の把握

オンライン回答や郵送提出の状況を「提出状況管理システム」において、一元的に管理し、回答状況を調査員に迅速かつ正確に伝達するとともに調査員による調査事務の進捗状況を適切に管理する。



- オンライン回答や郵送提出の状況を調査員に迅速かつ正確に伝達
- 調査員による調査事務の進捗状況を適切に管理

24

## 5 調査事項の変更と集計結果の早期提供

### ⑪ 調査事項の変更

東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から、把握する調査事項を追加。

(簡易調査年の調査事項へ追加)

|                                             |      |                                   |       |
|---------------------------------------------|------|-----------------------------------|-------|
| 8 現在の場所に<br>住んでいる期間                         | 出生   | 出生時から                             | 以外    |
|                                             | 1年未満 | 1年5ヶ月未満<br>5年未満<br>10年未満<br>20年未満 | 20年以上 |
| ・生まれてから引き続き現在の場所に住んでいる場合は 出生時から のみに記入してください |      |                                   |       |

|                               |                                                                                                                                                             |               |         |    |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|----|
| 9 5年前(平成 年10月1日)にはどこに住んでいましたか | 現在と同じ場所                                                                                                                                                     | 同じ区・市町村内の他の場所 | 他の区・市町村 | 外国 |
|                               | ・平成 年10月1日より後に生まれた人については 出生後にふだん住んでいた場所を記入してください<br>・5年前に 同じ市内の他の区に住んでいた場合は 他 の 区・市町村に記入してください<br>・他 の 区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください (東京都港区と政令指定都市の場合は 区名まで) |               |         |    |

(簡易調査年の調査事項から削除)

|                                                                       |          |           |            |            |            |            |          |
|-----------------------------------------------------------------------|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|----------|
| (4) 住宅の床面積の合計<br>(延べ面積)                                               | 20㎡未満    | 20～30㎡未満  | 30～40㎡未満   | 40～50㎡未満   | 50～60㎡未満   | 60～70㎡未満   | 70～80㎡未満 |
|                                                                       | 80～90㎡未満 | 90～100㎡未満 | 100～120㎡未満 | 120～150㎡未満 | 150～200㎡未満 | 200～250㎡未満 | 250㎡以上   |
| ・居住室のほか 玄関・台所・トイレ・浴室・廊下・押し入れなどの床面積も含めます<br>・営業用の部分及び他の世帯の使用部分は除いてください |          |           |            |            |            |            |          |

簡易調査年における  
記入者負担に配慮

25

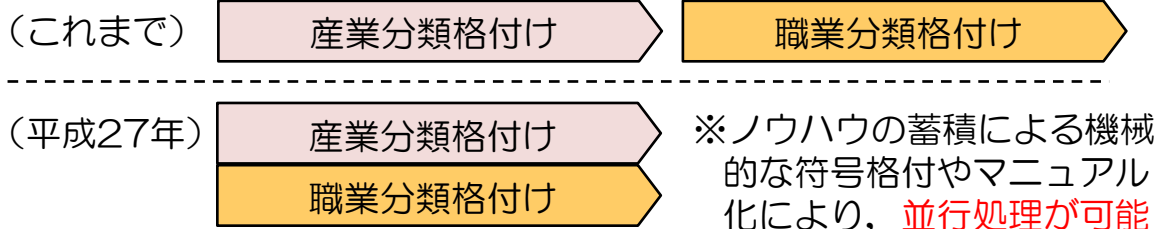
## 5 調査事項の変更と集計結果の早期提供

### ⑫ 集計結果の早期公表

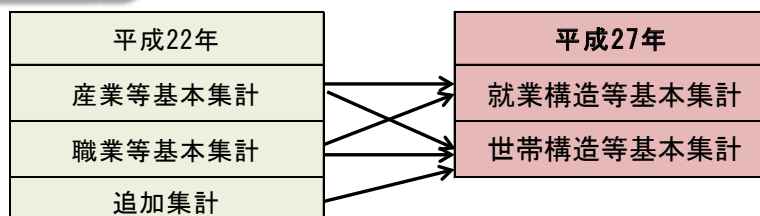
全ての集計結果を公表するまでの期間を短縮

(平成22年) 3年1か月 ⇒ (平成27年) 2年3か月

#### 産業分類、職業分類の格付けに係る事務処理の見直し



#### 集計体系の再編



26

### (参考) 試験調査の実施状況

第1次試験調査(24年7月) : 調査手法検証

【結果】 オンライン回答率 先行方式 25.3%  
並行方式 6.5%

※ 平成22年調査におけるオンライン調査の試行(並行方式)  
東京都のみで実施 オンライン回答率8.3%

第2次試験調査(25年6月) : スマートフォンへの対応

【結果】 オンライン回答率 先行方式 23.3%  
(内訳) パソコン79.2% スマホ20.8%

第3次試験調査(26年6月) : 本番リハーサル

※政令市、県庁所在市で実施

【結果】 オンライン回答率 先行方式 34.0%  
(内訳) パソコン74.5% スマホ25.5%

27



## (参考) 平成27年国勢調査における『ビッグチャレンジ』

### 我が国のICTを活用したオンライン調査の推進

- 日本初の取組  
全国津々浦々でオンライン調査を実施
- 世界最大規模の調査  
オンライン回答は約1000万世帯超
- 先進的な調査方式  
スマートフォン調査システムの導入  
オンライン調査の先行実施

#### ※諸外国との比較

| 国名         | 日本      | 韓国     | カナダ    | イギリス   |
|------------|---------|--------|--------|--------|
| 世帯数        | 約5200万  | 約1760万 | 約1330万 | 約2300万 |
| オンライン回答世帯数 | 1000万以上 | 約840万  | 約720万  | 約370万  |

(参考) 22年国勢調査は東京都のみオンライン調査

対象世帯数：約630万世帯。うちオンライン回答：約53万世帯（国内最大）

28

## (参考) 主な予定

平成26年

- 10月1日 平成27年国勢調査 実施本部（総務省）の発足

↓  
地方自治体において順次、実施本部を整備

- 10月20日 調査計画の統計委員会答申

↓  
国、地方自治体における調査の具体的準備  
調査広報の実施 等

平成27年

- 7月～8月 国勢調査指導員、国勢調査員の任命

- 10月1日 平成27年国勢調査の実施（基準日）

29



ご清聴ありがとうございました

## 〈資料編〉

資料5:「内閣府政府広報室の世論調査について」

(内閣府)





# 内閣府政府広報室の世論調査について

平成27年4月10日  
内閣府大臣官房政府広報室  
参事官 太田 哲生

1

## 1. 政府広報と広聴業務(1)

### (1) 政府広報における広聴業務の位置づけ

#### ◆ 広報(Public Relations) : 双方向のコミュニケーション

- 政府の重要政策の必要性や内容等について、マスメディアやインターネット等を活用して、広く内外に情報を発信(狭義の「広報」)
- 国民の意識や意見・要望を聴取・分析し、政府の政策や広報内容に反映(「広聴」) ⇒ 民主的・効果的な行政運営実現のための一手段

### (2) 政府広報室/内閣広報室における広聴業務

- 世論調査
- 国政モニター制度
- 総理官邸等に送付されるメール・FAX等の整理・分析
- 車座ふるさとトーク 等

2

# 1. 政府広報と広聴業務(2)

## (3) 世論調査を行う目的(調査主体別に見た比較)

○ 政府(政府広報室、各府省等)

⇒国民の意識、政府の政策等に関する意見・要望等

○ 地方公共団体

⇒住民の意識、自治体の行政サービス等に関する意見・要望等

○ マスコミ(新聞・民放各社、NHK等)

⇒内閣・政党支持率、選挙予測、重要政策への賛否等

○ 大学、研究機関(統計数理研究所等) ⇒学術調査等

○ 民間企業 ⇒マーケティングやCSRの一環として

3

## (資料1) 調査主体別に見た世論調査の実施状況(平成25年度)

|             |                 | 政府機関・政府関係機関 | 都道府県・同教委・同選管等 | 市・同教委・同選管等 | 大学  | 新聞社・通信社・放送局 | 一般企業・団体・専門・広告業 | 計     |
|-------------|-----------------|-------------|---------------|------------|-----|-------------|----------------|-------|
| (1)実施数      |                 | 40          | 142           | 1501       | 101 | 202         | 28             | 2,021 |
| (2)標本数      | 500～1,000人未満    | —           | 6             | 132        | 21  | 7           | 10             | 176   |
|             | 1,000～3,000人未満  | 7           | 47            | 813        | 42  | 162         | 4              | 1,075 |
|             | 3,000～10,000人未満 | 27          | 85            | 500        | 22  | 33          | 11             | 678   |
|             | 10,000人以上       | 6           | 9             | 45         | 14  | —           | 3              | 77    |
|             | その他             | —           | 2             | 11         | 2   | —           | —              | 15    |
| (3)回収率      | 20%未満           | —           | 4             | 20         | 12  | —           | —              | 36    |
|             | 20～30%未満        | 4           | 3             | 63         | 6   | —           | 1              | 77    |
|             | 30～40%未満        | 2           | 25            | 294        | 6   | 1           | 3              | 331   |
|             | 40～50%未満        | 1           | 24            | 408        | 13  | 7           | 1              | 454   |
|             | 50～60%未満        | 10          | 38            | 311        | 17  | 108         | 5              | 489   |
|             | 60～70%未満        | 12          | 25            | 182        | 13  | 74          | 7              | 313   |
|             | 70～80%未満        | 2           | 10            | 99         | 8   | 5           | 3              | 127   |
|             | 80～90%未満        | 3           | 11            | 56         | 9   | —           | 1              | 80    |
|             | 90%以上           | 6           | 7             | 55         | 15  | 7           | 7              | 97    |
|             | その他             | —           | 2             | 13         | 2   | —           | —              | 17    |
| (4)対象者の地域特性 | 全国              | 37          | —             | 2          | 7   | 81          | 16             | 143   |
|             | 1都道府県           | —           | 119           | —          | 3   | 107         | 12             | 241   |
|             | 1市区町村           | —           | 4             | 1399       | 9   | 12          | —              | 1424  |
|             | 2以上の都道府県        | —           | 1             | 1          | 1   | —           | —              | 4     |
|             | 2以上の市区町村        | 1           | 10            | 4          | 3   | —           | —              | 18    |
|             | 1市区町村内の一部の地域    | 2           | 5             | 57         | 2   | 1           | —              | 67    |
|             | 地域概念に該当しないもの    | —           | 10            | 38         | 76  | —           | —              | 124   |
| (5)対象者の個人特性 | 20歳以上の一般男女      | 21          | 77            | 389        | 9   | 192         | 14             | 702   |
|             | 20歳未満を意図した一般男女  | 5           | 8             | 294        | 1   | 8           | 2              | 318   |
|             | 一般世帯主(世帯)       | —           | 3             | 24         | 2   | —           | 1              | 30    |
|             | 特定の職業のもの・その家族   | 1           | 4             | 13         | 5   | —           | 2              | 25    |
|             | 児童・生徒・学生(卒業生含む) | 4           | 6             | 49         | 56  | —           | 2              | 117   |
|             | 特定年齢層の一般男女      | 2           | 13            | 143        | 2   | 2           | 1              | 163   |
|             | 保護者             | 2           | 4             | 319        | 6   | —           | —              | 331   |
|             | 参加者・購入者・利用者・加入者 | 4           | 17            | 164        | 18  | —           | 2              | 205   |
|             | 従業員(勤労者)        | —           | 1             | 3          | —   | —           | —              | 4     |
|             | 外国人             | 1           | 13            | 102        | 2   | —           | 4              | 122   |
| (6)対象者の抽出方法 | 2つ以上にまたがるもの     | 35          | 115           | 1237       | 22  | 202         | 22             | 1633  |
|             | 無作為抽出法          | 4           | 16            | 161        | 71  | —           | —              | 252   |
|             | 全数              | 1           | 17            | 75         | 7   | —           | 6              | 106   |
|             | 有意抽出法           | —           | 1             | 28         | 1   | —           | —              | 30    |
| (7)対象者の抽出台帳 | その他             | 28          | 59            | 1163       | 7   | 6           | 6              | 1269  |
|             | 住民基本台帳          | —           | 35            | 7          | 4   | 29          | 6              | 81    |
|             | 選挙人名簿           | —           | 1             | —          | —   | 4           | —              | 5     |
|             | 電話帳             | 9           | 23            | 111        | 58  | 149         | 6              | 356   |
|             | その他の台帳          | —           | 7             | 80         | —   | —           | —              | 87    |
| (8)調査方法     | 2つ以上を併用したもの     | 3           | 24            | 140        | 32  | 14          | 10             | 223   |
|             | 台帳は使用せず         | 19          | 15            | 17         | —   | 24          | 3              | 78    |
|             | 個別面接聴取法         | 7           | 2             | 19         | 5   | 4           | 6              | 43    |
|             | 訪問調査法           | 9           | 107           | 1259       | 28  | 9           | 12             | 1424  |
|             | 郵送法             | 1           | 8             | 96         | 34  | —           | 2              | 141   |
|             | その他の個別記入法       | 1           | —             | —          | —   | 165         | 2              | 168   |
|             | 電話法             | 2           | 4             | 18         | 27  | —           | 1              | 52    |
|             | 集団記入法           | 1           | 12            | 87         | 5   | —           | 2              | 107   |
|             | 2つ以上を併用したもの     | —           | 1             | 5          | 2   | —           | —              | 8     |
|             | その他             | —           | —             | —          | —   | —           | —              | —     |

(備考) 内閣府大臣官房政府広報室「世論調査の現況」(平成26年版)より作成。

4

## 2. 政府広報室が行う世論調査(1)

### (1) 沿革

- GHQの民間情報教育局(CIE)の意向・指導の下、現在のものに近い手法による世論調査(「日本人の読み書き能力調査」)を実施(占領政策の一環)
- 政府内における世論調査担当部門の整備:
  - ✓ 内閣情報局に世論調査部門設置(1945年10月)
  - ✓ 内閣審議室に世論調査班設置(1946年1月)
  - ✓ 国立世論調査所設置(1949年6月)
  - ✓ 国立世論調査所の廃止、総理府広報室への移管(1954年7月)
- 政府機関による最初の世論調査:
  - ✓ 「経済実相報告書に対する世論動向調査」<層化二段無作為抽出、東京都区部のみ>(1947年8月)
  - ✓ 「祝祭日に関する世論調査」<層化二段無作為抽出、全国>(1948年1月)
- その後、多数の調査を実施(現在までに1200本以上)

5

## 2. 政府広報室が行う世論調査(2)

### (2) 調査の種類

- 動向調査: 国民生活や国・社会に関する国民の基本的な意識の動向を継続的に把握するために実施する調査(10,000サンプル、設問数20問程度)
- 施策調査: 各府省における重要施策の企画立案、行政運営上の参考とするために実施する調査(3,000または5,000サンプル、設問数20問程度)
- 附帯調査: 重要施策等の企画立案に際し、戦略的かつ機動的に世論を把握することを目的として平成16年度より実施。通常の世界調査(3,000サンプル)に5~7つ程度設問を追加して実施(平成26年度にそれまでの「特別世論調査」から名称変更)

6

## 2. 政府広報室が行う世論調査(3)

### (3) 調査関係業務の大まかな流れ

- 調査テーマの選定：(資料2、3)
  - ⇒ 各府省の要望等に基づき、(i)政府の重要施策との関連、(ii)調査結果の具体的な利活用法、(iii)当該年度に実施する必要性、(iv)(附帯調査においては)特に早期に世論を把握する必要性、等を勘案して選定
- 調査対象者の選定：
  - ⇒ 調査会社の抽出員が住民基本台帳からサンプリング(実査の5週間前頃より)
- 調査票の決定：
  - ⇒ 各府省で作成した原案を政府広報室と調整(同3～2週間前頃まで)
- 調査の実施：
  - ⇒ 調査員による実査(11日間<10,000、5,000サンプルは18日間>)
- 集計表・報告書作成：
  - ⇒ 調査会社(同4週間後頃まで)
- 分析・公表資料作成・公表手続き：
  - ⇒ 政府広報室、各府省(同4～5週間後頃まで)
- 記者レク・公表：(資料4)
  - ⇒ 政府広報室、各府省(同6週間後頃)<調査結果は内閣府のホームページに掲載>

7

### (資料2) 平成26年度実施世論調査一覧

|      | 調査実施時期      | 標本サイズ  | 通常世論調査          |        | 特別世論調査             |        |
|------|-------------|--------|-----------------|--------|--------------------|--------|
|      |             |        | テーマ             | 公表日    | テーマ                | 公表日    |
| 第1回  | 6月12日～22日   | 3,000  | 農山漁村            | 8月9日   | 循環型社会形成            | 7月24日  |
| 第2回  | 6月19日～7月6日  | 10,000 | 国民生活            | 8月23日  |                    |        |
| 第3回  | 7月17日～27日   | 3,000  | 母子保健            | 9月13日  |                    |        |
| 第4回  | 7月24日～8月3日  | 3,000  | 環境問題            | 9月20日  | 水循環                | 9月4日   |
| 第5回  | 8月21日～31日   | 3,000  | 人口、経済社会等の日本の将来像 | 10月18日 | 持続可能な開発のための教育(ESD) | 10月2日  |
| 第6回  | 8月28日～9月14日 | 5,000  | 女性の活躍推進         | 11月1日  |                    |        |
| 第7回  | 10月16日～26日  | 3,000  | 外交              | 12月20日 |                    |        |
| 第8回  | 11月6日～16日   | 3,000  | がん対策            | 1月17日  | 知的財産               | 12月4日  |
| 第9回  | 11月13日～23日  | 3,000  | 基本的法制度          | 1月24日  | 竹島                 | 12月25日 |
| 第10回 | 1月8日～18日    | 3,000  | 自衛隊・防衛問題        | 3月7日   | 尖閣諸島               | 12月25日 |
| 第11回 | 1月15日～2月1日  | 10,000 | 社会意識            | 3月21日  | マイナンバー(社会保障・税番号)制度 | 2月19日  |

8

## (資料3) 過去に実施した世論調査のテーマ(平成15年度以降)

|               | 内閣官房                                                  | 内閣府                                                                                      |                                                                                       |                                                            | 総務省                                                                         | 法務省                                                                                           | 外務省 | 文部科学省                                                                  | 厚生労働省                                                               | 農林水産省                                                                       | 経済産業省                                                                            | 国土交通省                                                                                                       | 環境省                                                           | 防衛省                                    |
|---------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
|               |                                                       | 本府                                                                                       | 警察庁                                                                                   | 消費者庁                                                       |                                                                             |                                                                                               |     |                                                                        |                                                                     |                                                                             |                                                                                  |                                                                                                             |                                                               |                                        |
| 毎年度実施         |                                                       | ○社会意識<br>○国民生活                                                                           |                                                                                       |                                                            |                                                                             |                                                                                               | ○外交 |                                                                        |                                                                     |                                                                             |                                                                                  |                                                                                                             |                                                               |                                        |
| 3年に1回程度実施     |                                                       | ○男女共同参画社会<br>(4,7,9,11,14,16,19,21,24)<br><br>○防災<br>(元3,7,9,11,14,17(特),19(特),21(特),25) | ○交通安全<br>(2,4,6,8,11,15,16(特),18(特))                                                  |                                                            |                                                                             | ○裁判員制度<br>(16,18(特),21)                                                                       |     | ○体力・スポーツ<br>(3,6,9,12,15,18,21)<br><br>○臓器移植<br>(10,12,14,16,18,20,25) | ○がん対策<br>(19,21,24,26)<br><br>○臓器移植<br>(10,12,14,16,18,20,25)       | ○森林と生活<br>(1,4,7,11,15,19,23)                                               |                                                                                  | ○水害・土砂災害等<br>(1,3,7,9,11,14,17,19(特),22(特))                                                                 | ○環境問題<br>(17,21,24,26)<br><br>○地球温暖化対策<br>(2,4,7,10,13,17,19) | ○自衛隊・防衛問題<br>(2,5,8,11,14,17,20,23,26) |
| 5年に1回程度実施     |                                                       | ○障害者<br>(4,9,13,18,24)<br><br>○科学技術と社会<br>(1,8,15,19,21)                                 | ○少年非行<br>(7,10,13,16,22)<br><br>○薬物乱用対策<br>(8,11,17)                                  |                                                            |                                                                             | ○家族の法制<br>(2,6,8,13,18,24)<br><br>○人権擁護<br>(5,9,14,19,24)<br><br>○基本的法制度<br>(1,6,11,16,21,26) |     | ○生涯学習<br>(3,11,17,20,24)<br><br>○文化<br>(8,15,21)                       | ○介護保険制度<br>(7,15,22)                                                |                                                                             | ○労働者の国際移動<br>(16,22)                                                             | ○道路<br>(2,7,12,18,24)<br><br>○住宅<br>(6,10,16)<br><br>○社会資本の整備<br>(1,6,10,16)<br><br>○自由時間と観光<br>(3,6,11,15) | ○動物愛護<br>(2,12,15,22)<br><br>○自然の保護と利用<br>(3,8,13,18)         |                                        |
| 過去に1回のみ実施、不定期 | ○アイス政策<br>(25)<br><br>○マイナンバー(社会保障・税の番号)制度<br>(23,26) | ○女性の活躍推進(26)<br><br>○人口、経済社会等の日本の将来像(26)<br><br>ONPO(17,25)<br><br>○こころの健康(自殺対策)<br>(19) | ○子どもの安全<br>(25)<br><br>○インターネット上の安全確保<br>(14(特),19(特),19)<br><br>○治安<br>(16,18,24(特)) | ○消費者行政の推進<br>(6,9,20,22(特),25)<br><br>○個人情報保護<br>(1,15,18) | ○消防・救急<br>(1,15,24(特))<br><br>○民法の成年年齢<br>(18,20,25)<br><br>○総合法律支援<br>(20) |                                                                                               |     | ○母子保健<br>(26)<br><br>○年金積立金の運用(22)<br><br>○高齢者医療制度(22)                 | ○食料・農業・農村の役割<br>(2,5,8,12,18(特),20,26)<br><br>○都市と農山村の共生・対流<br>(17) | ○エネルギー<br>(2,3,4,10,17)<br><br>○小売店舗等<br>(9,17)<br><br>○愛・地球博(愛知万博)<br>(16) | ○大都市圏(22)<br>(2,3,4,10,17)<br><br>○歩いて暮らせるまちづくり<br>(11,21)<br><br>○公共交通機関の安全(20) | ○国立公園<br>(25)<br><br>○身近にある化学物質(22)                                                                         |                                                               |                                        |

(注) 平成15年度～26年度に実施した通常世論調査のテーマを、担当府省と実施頻度で分類したもの。  
( ) 内の数字は、同一名称又は同一質問を含む調査を実施した年度、(特)は特別世論調査(附帯調査)としての実施。平成元年度以降の実績。

9

## (資料4) 世論調査結果の報道ぶり(例)

### 「妊婦マーク」知ってる?

内閣府が13日に発表した「母子保健に関する世論調査」によると、妊婦マークがあることを周知に知らせて「マタニティマーク」を知らせている男性は3割に上っていることが分かった。小児救急の電話相談を受けるに付ける全国共通の電話番号「11880000」を知っている人も1割以上はなかった。

公共交通機関などで妊婦への配慮を促すため、厚生労働省が2006年に作成したマークを知っている人は、男性は45.6%、女性は57.6%、全体は51.2%だった。短縮番号を知っている人は10.2%で、男性に比べてわずかに4.6%だった。年代別では、最も高い世代でも20～29歳にとどまった。

不妊治療で公費助成が受けられると知っている人は30.0%、虐待を受けていると知っている人は10.0%、虐待を受けていると知っている人は61.7%だった。

調査は今年7月、全国の20歳以上の男女3000人を対象に初めて行った。有効回収数は10668人(回収率62.3%)だった。

### 子育ては社会全体で」92% 内閣府世論調査

子育ての負担を社会全体で支えるべきだと考える人が9割を超えることが、内閣府が18日に公表した世論調査で分かった。人口減少を「望ましくない」と思う人も9割を超えた。

調査は8月下旬、全国の20歳以上の3千人を対象に面接で行った(回収率80.9%)。人口減少や少子高齢化のほか、地域創生を重要政策に掲げる安倍政権の方針を受け、地域社会の将来像などをたずねた。

調査では、「子どもを産み、育てることの負担は社会全体で支えるべきだ」とする考え方に賛成する人は、「どちらかと言えば賛成」を含めて92.3%にのぼった。子育て世代の20～39歳と孫をもつ世代である60歳以上で60%を超えた。男女別では女性が59.4%で、男性(56.9%)を上回った。反対は「どちらかと言えば反対」を含めて5.9%にとどまった。

人口減を「望ましくない」と答えたのは94.3%。そのうえで「増加するよう努力すべき」(33.1%)、「減少幅が小さくなるよう努力すべき」(23.5%)、「現在程度の人口を維持すべき」(18.6%)と続いた。「望ましくないが、仕方がない」との答えも19.1%あった。「望ましい」は2.3%だった。

### 産後働く初めの減少

政府調査44% 環境整備が課題

内閣府は、女性の就業状況、育児環境、産後働く初めの減少などを調査した。7月の調査で、産後働く初めの減少が44%と、環境整備が課題とされた。産後働く初めの減少は、産後働く初めの減少が44%と、環境整備が課題とされた。産後働く初めの減少は、産後働く初めの減少が44%と、環境整備が課題とされた。

### 田舎暮らし人気

内閣府が発表した「定住したい」05年の1.5倍

内閣府が発表した「定住したい」05年の1.5倍。田舎暮らしの人気は、05年の1.5倍に達した。田舎暮らしの人気は、05年の1.5倍に達した。田舎暮らしの人気は、05年の1.5倍に達した。

10

## 2. 政府広報室が行う世論調査(4)

### (4)調査手法

#### ○ サンプル抽出:

- ✓ 母集団は原則として全国20歳以上の日本国籍を有する者
- ✓ 調査枠は住民基本台帳
- ✓ 層化二段無作為抽出法によるサンプリング
  - ・全国の市町村を地域ブロック(都道府県を11区分)及び都市規模(25区分)に応じて65層に分類し、直近の推定人口等に基づき標本数及び調査地点を比例配分した上で、各層から調査地点(国勢調査区)を無作為に選定<第一段抽出>
  - ・調査地点となった自治体の住民基本台帳から調査対象者を無作為に選定<第二段抽出>  
⇒調査対象者を特定の地域、性、年齢、職業に偏らず、日本に住む人びとの縮図となるように選定(国民全体の意識を適正に反映することを意図)
- ✓ 回収率が十分に高ければ、調査結果から統計的手法に基づき、一定の標本誤差を伴って、母集団の特性を推計できる

11

## 2. 政府広報室が行う世論調査(5)

#### ○ 実査:

- ✓ 調査会社の調査員による個別訪問面接法で実施
- ✓ 調査期間は、3,000サンプルの調査の場合、土日2回を挟む11日間  
(5,000サンプル、10,000サンプルの調査の場合、土日3回を挟む18日間)
- ✓ 3,000サンプルの調査の場合、調査地点は210地点、調査員1人が担当する調査対象者は15名程度(5,000サンプル、10,000サンプルの調査の場合、350地点、10,000サンプルの場合30名程度)
- ✓ 個別訪問面接法を採用する理由
  - ・調査対象者本人を確認できる(代理回答の防止)
  - ・誤記入や回答漏れを防止できる
  - ・資料を提示して質問の意味を十分伝達できる
  - ・他の方法と比較して回収率が高い傾向にある  
⇒他の調査手法と比べて調査結果の信頼性が高い(…といわれてきた)

12



### 3. 課題(1)

#### ○ 回収率の低下:

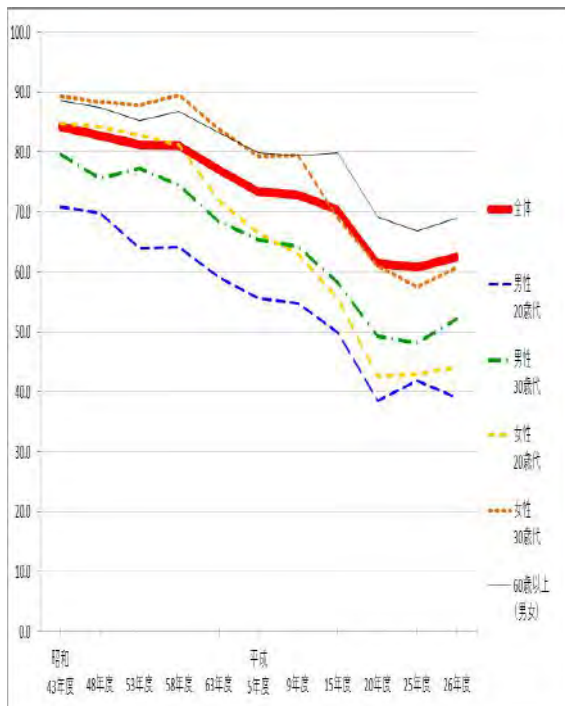
- ✓ 回収率は、年々低下傾向にあり、平成26年度全調査平均で60.8%（資料5、6）
  - ・年齢別では、若年層ほど低く、60代が最も高い
  - ・男女別では、女性より男性の方が低い
  - ・都市規模別では、大都市（特に東京都区部）で低く、中都市、小都市、町村と都市規模が小さくなるにつれて高くなる
- ✓ 回収率の低下や、年齢別・性別・地域別等で見た回収率の偏りは、母集団の特性の推計を困難とし、世論調査結果の質・信頼性を毀損
- ✓ 回収率改善に向けた各種の方策についての検討

#### ○ (回収率低下の背景としての) 調査環境の悪化:

- ✓ 回収不能理由のうち、「一時不在」、「拒否」の割合の高まり（資料7）
  - ・ライフスタイルの変化（休日や平日深夜まで仕事をする者の増加）
  - ・世帯構成の変化（核家族化、単身世帯・共働き世帯の増加）
  - ・オートロック式マンションの増加（玄関先まで行けず在宅確認が困難）
  - ・個人情報保護意識の高まり（平成17年に個人情報保護法が全面施行）
  - ・防犯意識の高まり（悪質商法・詐欺事案の増加）等
- ✓ 調査員確保の困難化、高齢化

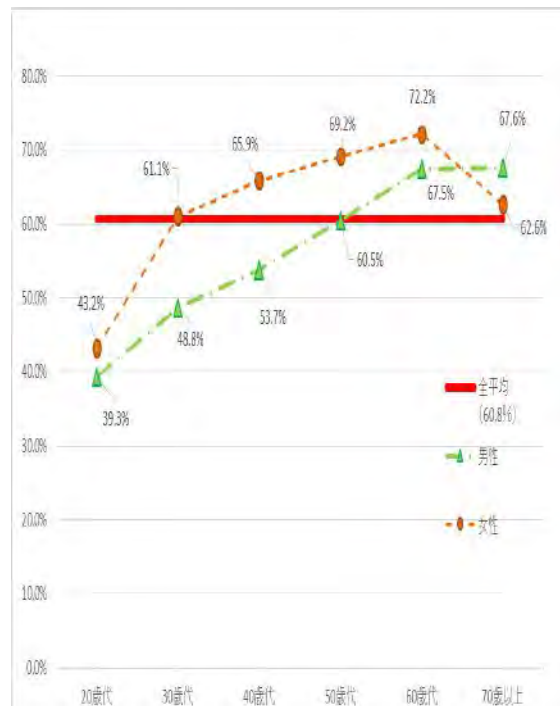
13

（資料5）性・年齢別回収率の推移



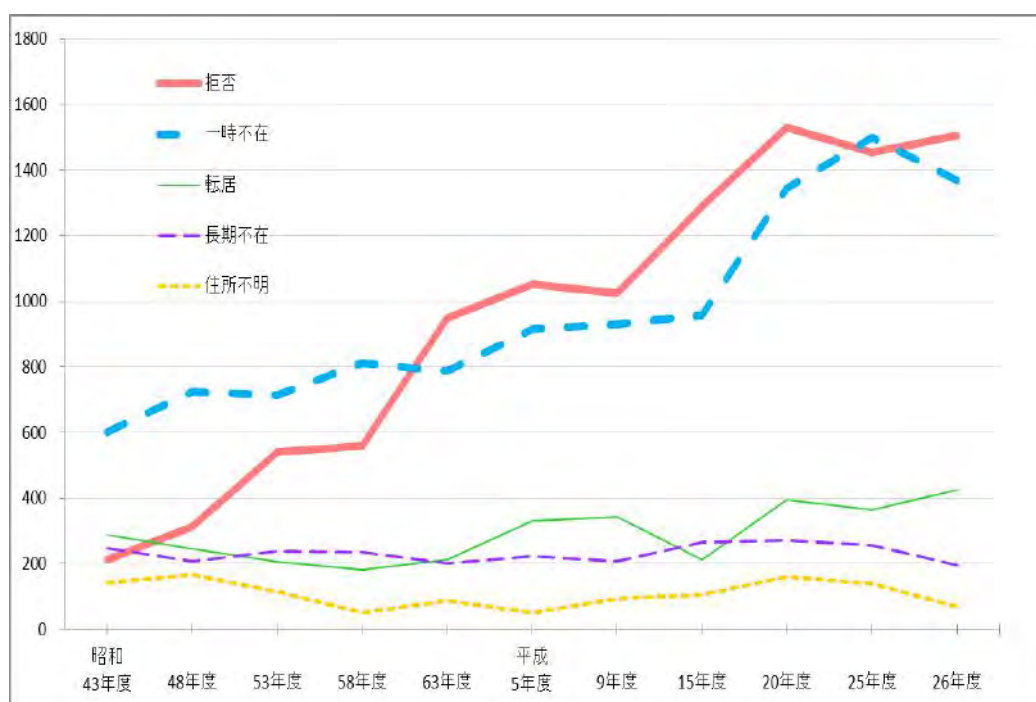
（備考）「国民生活に関する世論調査」の5年ごとの回収率  
（平成10年は調査を実施していないので平成9年調査の数値を掲載）

（資料6）平成26年度実施世論調査の性・年齢別ごとの平均回収率



14

## (資料7)回収不能理由の推移



(備考)「国民生活に関する世論調査」の5年ごとの回答不能理由(実数)  
(平成10年は調査を実施していないので平成9年調査の数値を掲載)

15

## 3. 課題(2)

### ○ 他の調査手法活用の可能性についての検討:

- ✓ 郵送やインターネットなど、より低コストで効率的な手法による調査の増加
- ✓ そのうち、郵送調査法については、これまでと同様の方式によるサンプル抽出が可能

### ○ データ補完に向けた調査研究:

- ✓ 調査対象者の属性別回収率に偏りが存在
- ✓ 年齢・性別・居住地域等の属性変数の比率を補正することにより、全サンプルの回答を推定

### ○ 世論調査の有効活用:

- ✓ 適切なテーマ選定
- ✓ 調査結果の質の向上
- ✓ 活用促進

16

## 4. 有識者検討会(1)

### (1) 目的

#### ◆世論調査の品質の維持・向上

- 世論調査の歴史を踏まえつつ、時代の変化に対応していくため調査の質の維持・向上を目指す。
- 世論調査のみならず、統計調査や社会調査の専門家、訪問面接に限らない様々な調査手法の専門家、学術、マスコミ、調査会社など研究に取り組んでいる有識者の知見を活用することを目的として開催。
- 平成25年7月以降、7回の委員会、3回の小委員会を開催。また、歴史の研究、郵送調査の実施・分析などを行った。

17

## 4. 有識者検討会(2)

### (2) 委員

(50音順、敬称略)

- |            |                                              |
|------------|----------------------------------------------|
| ○大谷 信介     | 関西学院大学社会学部 教授                                |
| ○小野寺 典子    | 日本放送協会放送文化研究所世論調査部 副部長                       |
| ○西郷 浩      | 早稲田大学政治経済学術院 教授                              |
| ○佐藤 寧      | 株式会社日経リサーチ ソリューション本部<br>ソリューション第3部部長 世論調査部部長 |
| ○鈴木 督久(座長) | 株式会社日経リサーチ 取締役兼常務執行役員                        |
| ○土屋 隆裕     | 情報・システム研究機構統計数理研究所 准教授                       |
| ○長崎 貴裕     | 株式会社インテージ 執行役員 MCA事業本部長                      |
| ○松田 映二     | 埼玉大学社会調査研究センター 准教授<br>／世論調査メソドロジスト           |
| ○三輪 哲      | 東北大学大学院教育学研究科 准教授                            |

18

## 4. 有識者検討会(3)

### (3) 主な検討テーマ

- 内閣府の世論調査の実施手順
- 調査票の設計
- 調査員の訪問記録分析
- 郵送調査の実施
- 個票データの取扱い
- 調査結果のデータ補完                      など

⇒各委員から提言された事項を取りまとめた『内閣府の世論調査に関する有識者検討会 提言』や、郵送調査の結果を取りまとめた『社会意識に関する世論調査(郵送調査)報告書』を作成し、ホームページで公表。  
⇒各府省向けの『世論調査 質問票作成マニュアル』を作成。

19

## 5. テスト郵送調査(1)

### (1) 概要

- 調査名称                      社会意識に関する世論調査
- 抽出方法                      層化2段無作為抽出法
- 地点数                        全国350地点
- 標本数                        20歳以上の男女個人3,000人
- 調査期間                      平成25年度調査  
                                        平成26年2月5日～3月5日  
                                        (3月10日返送分までを集計対象)  
                                        平成26年度調査  
                                        平成27年2月4日～3月9日  
                                        (3月16日返送分までを集計対象)

20

## 5. テスト郵送調査(2)

### (2) 調査結果

#### ◆年代別回答率

| 25年度         | 20歳代  | 30歳代  | 40歳代  | 50歳代  | 60歳代  | 70歳～  | 計     |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 郵送調査         | 62.2% | 69.3% | 70.1% | 80.5% | 85.4% | 76.7% | 75.3% |
| (参考)<br>面接調査 | 42.8% | 54.0% | 62.2% | 66.0% | 70.4% | 64.8% | 61.9% |

| 26年度         | 20歳代  | 30歳代  | 40歳代  | 50歳代  | 60歳代  | 70歳～  | 計     |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 郵送調査         | 66.8% | 70.9% | 72.2% | 83.1% | 82.4% | 75.8% | 76.6% |
| (参考)<br>面接調査 | 40.4% | 54.5% | 58.6% | 64.8% | 68.7% | 63.6% | 60.1% |

✓ 各年代とも同テーマの面接調査よりも多くの票を回収。  
特に20歳代は20ポイント前後の回収増。

21

## 5. テスト郵送調査(3)

### (3) 課題

#### ○ 回答傾向の分析

調査手法の違いにより発生する回答傾向の違いの分析。

#### ○ 本人確認の手段

調査対象者以外の方が記入した「代理回答」票の選別・取り扱い。

#### ○ 記入精度の向上

誤記入や記入漏れを最小限に留めるために設問設計や調査票レイアウトの工夫。

#### ○ 過去調査との比較

面接で実施した過去調査との厳密な比較が不可となるため、テーマ選定や公表方法の検討。

22

## 6. 今後の方向性(1)

### (1)調査設計

#### ○ 調査テーマ選定

- ✓ 政府の重要政策課題や広報テーマ等を踏まえた適時適切な調査テーマの選定（政策の企画立案・広報との連携強化）。

#### ○ 調査項目の設計・調査票の作成

- ✓ 「質問票作成マニュアル」の活用（依頼府省と認識共通化。質問文・選択肢の改善）。
- ✓ 「質問設計表」の作成（調査を通じて明らかにしたい点の明確化）。
- ✓ プリテストの実施（政府広報室内・依頼府省の職員など）。
- ✓ 有識者や調査会社の専門的知見の活用。
- ✓ 継続調査の設問（フェイスを含む）の再検討。

23

## 6. 今後の方向性(2)

### (2)実査

#### ○ 調査実施関連（回収率の改善等）

- ✓ 「内閣府（国）」が主体であることの強調（依頼はがきのデザイン・内容の検討）。
- ✓ 訪問記録票のより詳細な分析・活用（調査員の訪問活動の改善に活用）。
- ✓ 戦略的な調査員管理（調査員指示集会や調査本部の機能向上等）。

#### ○ 郵送調査の試行

- ✓ 郵送調査の課題（前述）について十分検討した上で、郵送調査に相応しいテーマがあれば調査を試行。

24

## 6. 今後の方向性(3)

### (3) 調査結果

#### ○ 調査結果の公表・活用

- ✓ より利用しやすい公表方法(報告書・ホームページ等の改善)。
- ✓ 政策の企画立案・推進や広報における活用促進(回収率向上にも寄与)。

#### ○ 集計結果

- ✓ 個票データの取扱い、オーダーメイド集計等のルール・対応手順の明確化。

#### ○ データ補正

- ✓ 適切な補正手法について引き続き調査研究。

### (4) 人材育成等

#### ○ 知識・ノウハウの蓄積

- ✓ 頻繁な人事異動の下でも継承される仕組み(マニュアル等の体系的整備)。

#### ○ 外部の専門的知見の活用

- ✓ プロパー職員の専門性不足を補完。

25

ご清聴ありがとうございました。



— 禁 無 断 転 載 —

**「公的統計市場に関する年次レポート 2014」**

— 産官学協働による公的統計調査の品質保証を！！ —

2015 年 5 月 29 日発行

発行所:一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-9 石川ビル 2F

電話(03)3256-3101

FAX(03)3256-3105

<http://www.jmra-net.or.jp>

©Copyright, 2015: JMRA, ALL Rights Reserved